

平成27年第3回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成27年9月14日（月曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第49号議案 幸田町基本構想について
- 第50号議案 幸田町職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 第51号議案 幸田町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第52号議案 幸田町個人情報保護条例の一部改正について
- 第53号議案 幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第54号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第55号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第56号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第57号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第58号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
- 第59号議案 岡崎市及び幸田町における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置について
- 第60号議案 岡崎市斎場の利用に係る事務の委託の廃止に関する協議について
- 第61号議案 財産の取得について（小学校コンピュータ）
- 第62号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
- 第63号議案 平成27年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 第64号議案 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第65号議案 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第66号議案 平成27年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第67号議案 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第68号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第69号議案 平成27年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成26年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成26年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成26年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成26年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成26年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成26年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成26年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

認定第8号 平成26年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成26年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第3 決算特別委員会の設置について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 水野千代子君
16番 浅井武光君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	大竹広行君
総務部長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤正君	環境経済部長	清水宏君
建設部長	近藤学君	教育部長	小野浩史君
消防長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
企画部次長兼 企画政策課長	林敏幸君	総務部次長兼 税務課長	平松寛昭君
健康福祉部次長兼 福祉課長	山下明美君	環境経済部次長兼 水道課長	伊澤正美君
建設部次長兼 区画整理課長	伊澤勝一君	教育部次長兼 学校教育課長	羽根淵闘志君
消防次長兼 消防署長	本田稔君	会計管理者兼 出納室長	牧野洋司君
代表監査委員	山下力君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 桐戸博康君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、御苦勞さまであります。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、許可を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、過日発生いたしました台風18号による被害報告書もあわせて配付させていただきました。

被害状況につきましては、過日御報告させていただいた、六栗字竹ノ下地内で床下浸水4件、及び野場地区を中心に700戸の停電の被害などが発生いたしました。また、台風通過後の翌日午前0時からの1時間雨量44ミリの降雨があり、災害対策本部を午前0時35分に設置いたしました。大事には至らず、午前3時30分をもって解散したことも、あわせて御報告いたします。

以上であります。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 本日、説明のために出席を求めた理事者は20名と監査委員1名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承を願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を4番 鈴木重一君、5番 杉浦あきら君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、第49号議案から第69号議案までの21件と、認定議案第1号から認定議案第9号までの9件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い通告順といたします。

発言は会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第49号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 49号議案 幸田町基本構想についての質疑でございます。

将来人口規模で、予想するのが4万2,000人である。これは平成37年というのですか、この4万2,000人にするためには一体どのような施策をもっていけば到達できるのかなど。現状の推計でいいますと、4万1,000人になるだろうというのは、これは統計上出ているわけですが、それにプラス1,000人という上乗せ、この10年間で1,000人ですから、1年間に今よりも100人ずつたくさん人がふえてくるといふ計算になるわけですが。それはとても出生率に影響するかと思っておりますので、到達するための施策としては一体何を持っているのかということについて、まずお伺いします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 4万2,000人という形で目標を設定させていただいております。今回の基本構想の人口規模でございます。基礎となりますのは、国立社会保障・人口問題研究所の推計を採用しております。2015年度、平成27年度末において人口を4万人と見込みますと、人口問題研究所が出しております推計より564人多くなっております。2025年度、平成37年度における人口問題研究所の推計は4万1,041人に564を加えると4万1,605となり、それに魅力あるまちづくりによる人口増を見込みまして、4万2,000人という形で説明をさせていただいております。

目標達成の施策はということでございます。まちづくりの基本目標を6本、第1節から第6節まで定めまして、それぞれの目標に向かって基本計画を設けております。基本計画には分野ごとの施策があり、それぞれの施策が実施されることにより魅力あるまちづくりにつながると考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今のお話ですと、出生率2.1を前提とするというようなニュアンスの回答はなかったわけですが、その出生率2.1というのは条件なのかどうかについて再度お願いします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 出生率2.1でございますけれども、今回の総合計画の関係につきましても、先ほど答弁させていただきました国立社会保障・人口問題研究所の推計を採用しております。人口問題研究所では出生率を指標として採用しておりません。子ども女性比というのを採用しております。子ども女性比とは、0歳から4歳の人口と15歳と49歳の女性の人口比ということを採用しておりますので、出生率2.1とかそういうものについては、今回のこの総合計画においては採用していないのが現状でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そうしますと、将来5万人にするという、将来の大きな目標なのですが、今から40年後というふうなところの推計が出ておりましたが、5万人にするためにもやはり出生率とかいうその言葉というのはどこかに加味されてこない、これは実現不可能だろうと、そういうふう思うわけですが。それを入れないで、そのための施策をつくらないで、この5万人が目標ですよというだけでは、目標です

から別にいいわけだということはありませんが、その辺のところについても出生率というのは関係するのかもしれないのか、それを意識しての計画なのかについて再度お伺いしたいと同時に、5万人になった場合に今の公共施設で果たして間に合うかと。当然不足する部分がたくさん出てくるわけですので、何が不足するのだ、何がどのぐらい不足するというふうに考えられているのかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まずは出生率につきましては、この総合計画におきましては先ほど言いましたとおりでございますので、出生率については直接的には加味をしていないというような状態であります。

あと、5万人達成となる場合にどのような施策、不足となる施設はということでございます。それにつきましては、あくまでも5万人という目標をあくまでこの基本構想の中で掲げさせていただいております。具体的な内容につきましては基本計画なり実施計画、そのあとまたそれぞれの個別計画で考えていきたいと思いますので、今現在の段階において何が不足するのとか、そういうものにつきましてはまだ把握をしていないのが現状でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 将来5万人になるぞという、その5万人の町のイメージがまだできていないというような感覚で受けとめてしまいましたが、そうするとこの5万人という数字を出すことそのものが随分乱暴な提案の仕方だなというふうに私は思っておりますので、それについてのコメントがいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、基本構想の中に将来目標という形で挙げさせていただきました。町としては、なかなか今の推計では難しいかもしれませんが、あくまでも5万人に向かって進んでいくということを明示をさせていただいたという形で御理解をいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 5万人というのは数の目標であって、町全体のイメージがそのときどうなるかというイメージは描いてないということが理解できました。この基本構想を読ませてもらうと、2ページ、60行ぐらいあるのですが、これを読んでいくと平仮名の「まちづくり」という平仮名の表記が4回、それから平仮名の「まち」という言い方が11回、漢字の「幸田」と漢字の「幸田町」がそれぞれ2回でございます。平仮名で表現することで漢字よりも違ったニュアンスが生まれてくるのではないかなというふうに思いまして、ちょっと夢のある表現かなというふうに自分では理解するのですが。じゃあ、その平仮名にすることによるちょっとしたぼかしの部分がとても気になるものですから、基本構想でございますので、その概念については特にきちんと一度お伺いしておきたいと思いまして、まず最初に「都市計画」ということと「まちづくり」という言葉のこのニュアンスの違いについて、町はどのように使い分けをされているのかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

- 企画部長（大竹広行君） それぞれ今個別に言われたわけですがけれども、トータル的とし
まして、平仮名の「まち」というのは見た目のやわらかさや親しみやすいイメージをあ
らわしております。漢字の「幸田」という漢字は表現しにくい部分で使用してるとい
ことで、明確に今御質問のありましたような形で、これはこういう形でということ
で記載のほうをさせていただいているわけではなくて、そのような形、イメージとい
う形で記載をさせていただいているということ御理解をいただきたいと思いま
す。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） そうですから、「まちづくり」という平仮名表記と「都市計画」と
いう漢字表記を幸田町は使っているわけですね。そのニュアンスの違いについてお答
えいただければありがたいですが。
- 議長（浅井武光君） 企画部長。
- 企画部長（大竹広行君） 非常にお答えが難しい御質問をいただいております。概念的
形での回答しかちょっと持ち合わせておりません。申しわけございません。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） この基本構想は言葉だけで表現して、幸田町の将来またはこれか
らこうするかということを決める物すごく大きな言葉なのですから、その概念がきち
んとされていないということは、将来設計が随分いいかげんだなというふう
に思われてしましますので、その辺はきちんとした概念の説明がいただけるとあ
りがたいというふうに思っております。「まち」と「幸田」と「幸田町」の使い
分けですよ。私は今この表を見てみて試しにその言葉を使っているところ、例
えば平仮名の「まち」を漢字の「幸田」に当てはめてみると、漢字の「幸田」
を平仮名の「まち」に当てはめてみると、そういう言葉の入れかえをやってみ
る、読んでみる。読んでみてじっくりいくなという部分と、これはやっぱり平
仮名のほうがやわらかいなど。ここは平仮名がいい、ここは漢字がいいと、
そういうことが見えてくるわけですから、あくまでもこの平仮名と漢字とい
うのは使い分けがきちんとされるべき言葉であるし、そのようにこの基本構
想の中でもされていると私は信じているわけですが、そもそも平仮名の「ま
ち」にどのような概念を持たせておられるのかについて伺います。
- 議長（浅井武光君） 企画部長。
- 企画部長（大竹広行君） 概念をとということでございます。これにつきましては、それ
ぞれ全員協議会の中でもお話をさせていただいているかと思えます。また、直
接その中で漢字とか表記についてはないわけかもしれませんが、それぞれパブリ
ックコメントの中にもそれぞれの用語等をどういうふうな形で用いるかとい
うことでいただいております。「ともに」というものを平仮名か漢字かとか、
「さまさま」というものを漢字か平仮名かということでいただいております。
今回は「まち」という概念はどうかということでありまして、具体的に今こ
こで明確にちょっとお答えすることができない状況であります。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） 「まちづくり」という言葉の「まち」というのは、「まち
づくり」の「まち」とは一体何かという部分が明確でないというのは、計
画をつくっていく上で

その部分がただワープロのいたずらであると。どっちに置きかえてもそんなの構わないよと、そういうものではないですよ。少なくともこの中では11回の平仮名の「まち」を使っておられる。これは、11回ここで平仮名を使ったということのその意味があると思うんですよ。その意味をお聞きしてるわけですので、それはきちんとお答えいただきたいというふうに思っております。例えば、「住み続けたいと思われるまちづくり」の「まちづくり」と「安心して暮らせるまちづくり」というこの「まちづくり」という言葉のニュアンス。それと、例えば先日来話題になっておりますが、「なめらかなまちづくり」、この「まちづくり」だけでも3つもぼやっと聞いているとすばらしい町ができそうだなという感じがするのですが、それぞれ使い分けがあつての表現だと思うのですが、まず最初に「安心して暮らせるまちづくり」と「住み続けたいと思われるまちづくり」というこのまちづくりの概念と、「なめらかなまちづくり」のまちづくりの概念は、これは基本構想に入っていない言葉ですが、これは基本構想では想定していない概念なのか。要するに「なめらかなまちづくり」というのは基本構想の中に入れていない概念なのかについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 漢字の「町」と平仮名の「まち」、昨日、金田一秀穂先生の講演を中根議員はお聞きになったかというふうに思いますけれども、実は中根議員がおっしゃっているようなことについてお話がございました。金田一秀穂先生は、「とよた」「とよだ」、「こうた」「こうだ」でそういうものを、そんなのどうでもいいじゃんというお話をされるわけです。国語の大家三代目。それはそのものの本質がわかれば言葉として通用するものだというふうなお話をされたので、私はさすがやっぱり国語の先生は一つのことこだわるのではなくて、その本質がわかる言葉を使ってあれば、それは皆さんに受け取られるのではないかと。そういう私はいろいろお話をして、講演の中にもございました。そういうことを考えさせていただきますと、今私どもの漢字の「町」というのが、これは表記がおかしいとおっしゃるかもしれませんが、それはそれとしての中根議員のお考えだと思いますけれども、文章表現上そのやさしさや親しみだとかそういうものを考えさせるときには平仮名を使うという表記であっても、それは許されるのではないかと。そういうことを私は今のお話で、きのうの金田一先生のお話でそういうことかなというふうに今思っている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 私も趣味として俳句をやっておりますから、言葉の漢字にするか平仮名にするかというのを物すごく大事にしておりますので、それが言おうとする本質にかかわる問題ですから、ここは平仮名であるべきだということの論拠という部分も大事にしたいというふうに考えての使い分けを私はずっとやっておりますので。きのうは金田一先生のお話を聞こうと思ったのですが、別用がありまして参加できなくて残念でございますが、このところの幸田のまちづくりの「まち」の概念は一体何かという部分は、そんな平仮名とか漢字が曖昧に置きかえていい問題ではないです、ですよ。その部分をきちんと出していかないと、これはまずいんですよ。実際に、こんなことを言っていていいか悪いかわかりませんが、「なめらかなまちづくり」というのは先日もこの中

で議論が飛んでおりましたが、「なめらかなまちづくり」の「まち」という概念は、あの先生は要するに「町」という漢字の「町」じゃないですよ。平仮名の「まち」でもない。彼が使おうとしているイメージは何かというと、街路の「街」、ぎょうにんべんですか、あの「街」なんです。ですから、まるきりイメージが違う。英語で言えばアベニューに近いような言葉を彼は使っている。漢字を使ってますよね。ですから、彼の言う「まちづくり」というのは、もっとこの幸田町のまちづくりとは全然イメージの違う範囲で話をしているわけですから、この基本構想の中に入ってくる「まちづくり」と僕は一緒にならないな、入ってこない話だなというふうに認識をしております。ですから、その言葉を学者なりいろいろな先生がどの「まち」を使ったかというのはそれぞれ考えて使っているわけですから、その考えた「まち」の本質を我々は理解してまた新しい計画をつくっていかないといけないわけですので、今のような御答弁のように、本質がわかっていけばあとはどの「まち」を使っても構いませんでは、それは幸田町として基本構想としての考え方がおかしいのではないかと自分では思っておりますので、やはり言葉をもっと大事にしていくという姿勢があつてこそ、「まちづくり」の「まち」という概念は何だということがきちんと答弁できる状態であつて基本構想が成り立つと思っておりますので、再度私の言っていることが勝手な個人の判断だと思われるかどうかについてコメントをいただきたい。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、いろいろ御お説伺ったわけでありましてけれども、俳句だとかそういうものの季語だとかいろいろなもので、そういうものに対してと、一般通用用語で使うものとはかなり格差が離れているのではないかというふうに思っております。要するに、町の皆さんに理解していただけるような日本語ができていれば、一つ一つがこの何行目の「まち」は何という形だなんていうことを一般の町民の皆さんもお考えにならないし、普通に考えていただけるのではないかというふうに思っております。ですから、その辺につきましては広い心で見ただけであれば幸いです。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町基本構想でございますが、総合計画の憲法に近いような話だと思っておりますので、その中で使われる言葉として幸田町の考えている「まちづくり」の「まち」という言葉の意味はこういう意味なんだよという、その定義はぜひ言葉としてお聞きしたいなど。そうしないと、これは「まち」とは何だ、それぞれの考えている言葉だよ、それぞれの受けとめ方なんだというふうでは、これは町民がそれぞれの受けとめ方をした基本構想の概念ができてしまうので、町はこういう形で基本構想をつくり、そのために税金をこのように投入しますよというきちんとした定義が必要だと私は前から何回でも、これは最近の言葉では定義と言わないでコンセプトとかいう言い方であとは表現しておりますが、少しずつ言葉がぼかされているところが気になりますので、人々に伝える言葉として「まち」というこの平仮名の持つ言葉のやわらかさは、それは認めます。これは当然の話です。いい言葉です、書くのに、思うんですよ。でも、そのやわらかい言葉だけではなくて本当は我々はこのような定義をきちんと持っているんだと、それを見せていただかないと、こういう議会のようなところではそういう部分

をきちんと討論していただきたいと私は思っているんですね。「都市計画」と「まちづくり」はどう違うんだ。これは違うんですよね。違うでしょ、いや言葉の違いで、受けとめ方の違い。そうではないんです。そんなものではないということをはきちんと行政のほうとしては、言葉の定義はきちんとして町民にはわかりやすくというのは、これは正しい町長のおっしゃるとおりだと私は思っておりますが。そういうものを持たないで町民にわかりやすいだけでは、これは相手はちっともわからないということになりますので、その辺のところは十分に気をつけてやっていただきたいと思っておりますので、言葉一つずつを選ぶときに「まち」というのはどういうものだという概念なんだということをもう一度改めて検討していただきたいというふうに私は思っております。それについてコメントをいただきます。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） それぞれの概念という形でやわらかさとか親しみやすさということは御理解いただけたと思います。これにつきまして、それぞれ今まで全員協議会なり総合計画審議会の中で審議をさせていただいております。何回か審議をし、御意見を伺ってきております。そういう中で今回このような形の表現の仕方がいいという形で今こまできております。確かに中根議員が言われるように、それぞれ個々のものの言い回しについて深く理解をするというのは必要かというふうには理解をしますけれども、現時点ではこのような形で進んできた構想でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ただいまのやりとりを聞いておって、非常にむなしいなという感じを思った一人。使えるものは何でも使っていくと、ねえ、町長。この基本構想をどうのこうの言ったときに、きのう行われた話を活用して引用して持ってくる。じゃあ、この基本構想というのはきのうつくられたのか。そうではないんだよ。だから、そういう問題に対して、あれもこれも、ああ、これは使えると、こういうあなたの発想があるということなんだ。これはあなただけではなくて全体に使えるものは何でも使う、何でも食いついていく。後ほど話す機会があれば、もう少し具体的な話もね、杵ヶの話しなというふうには思いますけれども、こういうやり方、それはこの中でもあります。それは7月16日に全員協議会が開かれました。このときのテーマが第6次幸田町総合計画の策定についてと、こういう中で第6次総合計画策定スケジュール（案）というのが審議の対象になりました。その中でパブリックコメント、こういうのが麗々しく書いてある。じゃあ、パブリックコメントで何人の人がこのコメントにコメントしたのか。つまり、何人の方々が意見を申し述べたか、具体的に書いてある。そういう中であなたもこれはまたうまく使えと。漢字の「様々」はかかわりとか、かかわりが何か平仮名にしてはどうだと。こういうことをあなたは言ってるだけの話じゃない。質問者にきちんと向き合ってやってきたか。やってないわけだ。だから、使えるものは何でも使える、自分の考え方がどこにあるとかがろうと、相手の言ったことに反論を試みて、さあ、ど

うだと。こういう手合いではないですか。ですから、このパブリックコメントというのは、じゃあ、何人の方がどういう意見、何件あったのか答弁をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、5月1日からの1カ月間を実施させていただきました。広報とホームページに掲載をさせていただきまして、2名、11件の意見をいただいております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、1カ月間広報とホームページで御意見寄せてくださいよとってわあわあ言って、議会の中でもホームページだホームページだとわあわあわあわあ言う人がいるけれども、意外に冷めた感覚で受けとめておられる、町民の皆さんが。ホームページを見たか、広報を見たか、それはどう。わずか2名だと。私は2名が多い少ないと言っていない、2名の考え方があって、11件の意見が出された。それでパブリックコメントをやったやっただと。それほどのことか。約4万人近い、有権者でも3万人近い、こういう中でこの総合計画について住民の御意見をくださいよといったら、2人の方から11件だと。我が町はパブリックコメントをやって、皆さんの意見を聞きましてというほどの内容ですかということをお尋ねしたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） パブリックコメントにつきましては、行政が実施しようという施策について公表をして広く意見を求める制度でございます。これにつきましてそれぞれ広く知っていただく施策でございます。そして、これにつきましては平成20年からこの制度ができて、幸田町パブリックコメント手続要綱を20年に制定をしまして、それ以後につきましてそれぞれ御意見を伺うものにつきましてパブリックコメントを実施しております。第6次総合計画もそうですけれども、その前にもそれぞれ町民の方に御意見を伺うものにつきましては、26年度につきましても6件のパブリックコメントを実施させていただいております。そういう形で広く町民の方に知っていただく場として制度を設けたということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたにこのパブリックコメントの制度の解説をしてくれと頼んだか。いつ頼んだ。制度をつくったのは結構ですよ。制度をつくっても魂が入っておらんんじゃないか。あなた方はパブリックだパブリックだ、コメントだコメントだといって大宣伝した26年度もやったわといって6件ありましたと。といって大騒ぎをして、さもパブリックコメントをやったら皆さんの意見をたくさんいただいた。その上で施策、計画を立てましたと、こういうあなたの認識の中があるかどうかは知りませんよ。しかし、今回の関係でいけば2名の方が11件ですよ。それが総合計画で言うところの広く住民の意見を求めた、そう言って大みえを切るほどのことですかと。これがどういうふうになってきた、その11件の内容も全部書いてあります。その多くが漢字や表記の仕方、もうちょっと知恵を出せよと。もうちょっと違う表記の仕方、考え方を示してもいいのではないかという内容ですよ。根幹に触れるものがございますか、11件の中に。そういうものをパブリックコメントだ、パブリックコメントだといって大上段に構える。

構えれば構えるほど中身の無い空っぽだよ、からだけが大きいなあ。こういう町を印象づけることになりませんかということなんだ。だから、要はパブリックコメントだと言うなら、この答えに、2名、11件に対してどうなんだということを私はお聞きしている。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 件数が2人で11件ということで、広く知っていただくという中での制度でございますけれども、ただ、このような形の全国的にもそうでございますけれども、件数が少ないということにつきましては実施期間というものについて、またそれ以外についても少しでも多くの御意見をいただくような、そういうのが今後の課題というふうには考えておりますけれども、全国的にも少ない状況の制度であるということとは認識をしております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの言われるような、先ほど申し上げたけれども、パブリックは広く意見を聞く制度ですよ。その制度のもとで2名、11件だと。あなたは件数だけの問題ではないし、全国的にもそうではないかと。我が町だけではないよという連れしょん便だ。発想が、貧しい発想。ほかの町でもパブリックやっても1桁台ではないかと、我が町だけそんなことにはならないよといって大々的にわあわあわあわあ言って、何か言ったら、いや、パブリックコメントで皆さんの意見を伺っておりますよ。こういう形で修練をさせていく、そのあなた方の発想の問題に対して議会のほうから、おい、これでいいのかと、こういう提起がありましたよね。その提起はどういう内容でした。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 提起といいますか、広く意見を聞くのはどうかという中で、その一つの手法としましてパブリックコメントがあるということでお話をさせていただいたかと思えます。あくまでも住民の方の御意見を伺う一つのツールとしてのパブリックコメントがあるということで御回答させていただいたかというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたがどの程度の物事を理解して、その理解の承知の上でここへ踏み込んだら足を火傷するから嫌だというふうに、それだけの知恵があるかどうかは知りません。しかし、私はそんなことは聞いとらへん。7月16日の全員協議会のときに、パブリックコメントだけではなくもっと住民の意見を聞く手法があるでしょうと。私だけではないですよ、ほかの方も言われた。そうしたときに、あなた方はどういうふうに対応したか。こういう経過の問題でこの問題を捉えてる。どうなんだ。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） そのときに、それ以外に住民懇談会とか地区懇談会ですか、そういうものについて開催はどうかということでの御質問はあったかというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、もう少し平たく言えば、パブリックコメントもよしとする。だが、しかし、それだけでいいのかという問題提起の上で、前計画のときには学区

単位で学区懇談会が開かれましたよと。なぜ学区懇談会を開かないのか。住民と目線を合わせて将来のまちづくりについてお互いに膝を交えて話をしようではないかと、そういう場をあなた方は設けたか。設けない中で町長が何と言ったか。そんなものやっても一緒じゃないか、それよりもという中で、当日配られた7月16日の全員協議会の場で開かれた資料によれば、町長と語る会、各種団体との懇談会。じゃあ、各種団体とは何の団体だといえ、まだ検討中でございますと。こういうものを書いてある、あなた、活字になって資料として議員に配られてる。ということは、町長と語る会というのは、町長がより好みしてあの団体嫌だ、あそこはおかしな人間がいるから嫌だと。この団体はわしの言うことをよく聞いてくれるからいいよと。この団体へ行くとすぐに文句を言ってくる。こういうふるい分けをして、町長好みの懇談会だ、町長好みの語る会だと。広く住民と目線を合わせるあなたの言われた内容の取り組みをされて、この総合計画を策定していく。そういう順序や手続を踏まれましたか、どこに住民の意思があるのかという点ではつかまれましたか、こういう問題ですよ。だから、総合計画だ。総合計画といえ、何でもありですよ、総合という言葉は。何でもありの中で、さまざまな手法がある中で、町長好みの手法しか使わないと。格好づけはするけれども中身からっぽ。使えるものなら、きのう言ったことでもすぐきょうの中で使ってくる。こういう軽薄さが目立つということなんだ。どうなんだ。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 第5次の総合計画のときには、学区懇談会469名の参加、地区懇談会154名の参加の地区での懇談会等を実施をさせていただいております。ただ、住民意識調査につきましては、1,357名の方から住民の意識調査をいただいておりますけれども、今回は抽出数をふやして1,817名、460名ほど多い内容の住民意識調査を実施しております。また、議会からも御提案をいただきました、まちづくりアンケートも実施をさせていただきまして823名の方から御意見を伺っております。そういうものを踏まえて実施をしてきたわけですが、ただ、前回実施をしました学区懇談会、地区懇談会でございますけれども、これにつきましては、そのときには合併の問題とか新駅とか名豊道路の関係が意見で出たわけでありまして、それ以外に出た意見を調査しますと、それにつきましてはほとんど住民意識調査と変わらない内容だということで分析をしました。そういう中で、10年間の内容の違いは見受けられないということで、地区懇談会のほうは今回は開催をしないということで決めさせていただいたものでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 情勢は常に変化し発展をする、これが物の見方の原則。前回のときには名豊だ合併だ、そういう問題をメインテーマにしたと。今回はそういうメインテーマがないからやめだよと、そんなの当たり前のことですよ。当たりのことを当たりに言って正当化しようと、そうではない。総合計画、10年、15年を目標にした我が町の将来設計をするときに、住民の皆さんに前やったときにはいろいろな課題があつてやったけど、今回はやってもあれだよ。まちづくりアンケートで出てきた内容と大差ないではないかと。極めて上から目線で横着者の公務員の発想、こういうことなんです。

ですから、先ほどの前任の質問者の答弁に対して、あなた方が何を言ったか。基本的には空手形だ。約束手形は発行をぼんぼんぼんぼん出すけれども、その約束手形の内容は全くの空手形だ。しかも絵に描いた餅、その餅も借りものだと。きのう言ったことをさっといつてずっと借りてきて、それが身についているか身についていないか、質問者の意見がどうであったかというしんしゃくなんか全くしない。使えるものは何でも食らいついていく。なんかと一緒にですよ。そういう点からいけば、住民と目線を合わせないと、膝も交えないと。これが実態でしょ。そうしたときに、こういう中であなた方が出してきた中でいけば、住民と目線を合わせ膝を交えたこの内容は町長と語る会だ、各種団体との懇談会だ。その各種団体とは町長好みの団体だということですよ。そこで言うところをお聞きするのは、ちゃんと答弁せえよ、語る会は、いつ、どこで、何人集まったのか。各種団体との懇談会は、いつ、どこで、どういう団体で、何人集まったのか。答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今の町長と語る会につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので後ほど答弁をさせていただきますけれども、新成人と語る会は11月6日に18名の方、あと町政モニター会議については年4回開かれるわけですけれども、9月5日の日に11名の方、それとあと坂崎学区の土地利用研究会は12月25日でありますけれども、18名の方から御意見を伺っております。そういう中で先ほど言いましたように、意見聴取の関係でございますけれども、第5次の場合は1,994人に御意見をいただいておりますけれども、第6次につきましては2,689人で、前回と比べれば135%、695名の方から御意見をいただいております。そういう中で、広く皆さんから前回に比べれば御意見をいただいた第6次総合計画であるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、答弁を聞いたら、結局広く意見を聞いたといっても、あなた好みの、みんなをふるいにかけて、これは使えるな、これはちょっとどうもならないな、やけどしたくないなという発想の中で出てきた数字ですよ。モニター、モニターはすべからず、これがそのモニターをここの中で活用するということの発想の貧困だ、まさに貧困。モニター会議というのは、町政のさまざまな問題についてモニターの18名の皆さんに御意見くださいよというだけの話であって、総合計画に的を絞ったそういう住民を対象とした話ではないでしょ。坂崎ラックの関係でも北部開発だと。北部開発というあなた方の問題であって、総合計画をどうこうという、そういう次元の問題ではない。そういう中で、鳳山の開発をどうしようかということを中心にしながら北部開発の関係で懇談会を開く。それは総合計画の一環だと言われたら、それはそうでしょうと。しかし、そういう選択肢しか発想として出てこないというところに貧困があるよということも申し上げている。という点からいけば、まさにこの活動の内容が、町長が言うところの町長と語る会だと。各種懇談会というのは、活字は踊っております。活字は踊っているけれども、その内容はまさに貧しいな、内容は何だと。今までの延長線を総合計画にこの言葉で使えるなど。使えるものは何でも使っていこうという発想の貧困であって、

実態として6次の総合計画をより豊かにするための内容の取り組みというのは、独自の取り組みというのは何ですか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 町政モニターにつきましては、確かに議員が言われるとおりの内容でございます。ただ、町政モニターで集まられたその後に、総合計画について御意見をいただいたという内容でございます。そういう中で選んだそれぞれの各種団体からということではなくて、先ほどいいましたように、住民意識調査なりパブリックコメントは2件ですけれども、まちづくりアンケートという形でそれぞれ御意見をいただいているということで、それを総合計画の中に反映をさせていただいているという内容で御理解をいただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、パブリックコメントも、あるいはアンケートも、さらには住民との町長好みの各種団体との話、そういうのはこの総合計画の中にどうフィードバックされて反映されているのかといたら、入らへんじゃない。まちづくりアンケートですと、企画課が取り組みました。企業立地課も、まちづくりにかかわる住民アンケートもされております。その回答の内容については議会に報告されている。せっかくやったことは結果としてこうですよというだけであって、その住民の意思が示されたアンケート、企画政策課もしかり、企業立地課もしかり、そのアンケートを施策の中にどう実現していくかというのは全くないじゃない。あるか。やりました、やりましたと、転出者アンケート、転入者アンケート、さまざまある。そういう中で解説をするだけだ。私はよく申し上げるけれども、行政が解説者やら評論家になってはいけない。実践的な行動推進をしていく組織だ。そういう点からいくなれば、あなた方の住民目線、膝を交える総合計画づくりというのは全く絵に描いた餅ではないですかということを申し上げている。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 先ほどの町長と語る会でございます。10月15日に開催をしております。ちょっと人数のほうはまだわかっておりません。それと、それぞれ御意見をいただいて、いろいろな方の御意見をいただいた中で当然総合計画審議会の中でも御意見をいただいておりますし、議会の中の全員協議会の中でも御意見をいただき、それぞれの組織の中での御意見もいただいて、それを反映させていただいていると。そういう形ででき上がった第6次の総合計画というふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の第6次の基本構想につきましては、同じく基本計画につきましても手づくりの計画づくりであります。そういう中でそうした点に立てば、住民目線に立つのかなというふうに思ったわけでありまして、しかしながら、町議会の特別委員会を通して感じたことは、この第6節からなる具体的な内容については今度は基本計画であらわすわけでありまして、この基本計画が何によって左右されるのかということ、各分野ごとの基本計画であったり、そういうものによって構成をされている。こういうことが明らかになったわけでありまして、例えば意見があった場合は、その基本計画の中にあるからこれはできないというようなことで各所管ごとの計画に左右をされている。こういうことが明らかになったわけでありまして、そうした点で住民の意見が反映をされないということにつながるのではないかとというふうに思うわけでありまして、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 総合計画につきましても、あくまでも最高理念という形で制定をさせていただいております。そういう中で基本構想を今回条例提案をさせていただいて、基本計画についてもそれぞれ御審議をいただき、あとは実施計画なり、その他それに関係をします各種計画の中でそれを書いていくという形で進んでいくのではないかなというふうに思っております。あくまでもこの基本構想自体が最高理念ということで、大きな枠で記載をさせていただいているということをお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 理念であって、この理念がどこに左右をされるかということ、基本計画であります。ですから、実際に動き出すのは基本計画であって実施計画であるということからすれば、これがやはり理念として住民の声が反映されていなければ具体的にはそういう最終的な実施計画、あるいはローリングプランの中にも反映がされないということにつながるのではないかと思うわけですが、そうした観点ではやはりこの言葉は非常にわかりやすい言葉でうたってはあってもいいわけですが、しかしながら、これが具体的にどのように動き出すのかという点からすれば、住民の声がどう反映されているのかということがよくわからないというふうに思うわけでありまして、読めば読むほどその辺が明らかになってくるのではないかなというふうに思います。そうした点で、このような基本構想の理念について、やはり住民に対してもきちんと住民の声を聞くべきではなかったかというふうに思うわけでありまして、そうした点ではいかがかということではありますが。

次に、この将来目標、人口目標やあるいはまちづくりの理念、この点で考えていくなれば人口をふやす政策というのは、これは今人口減少の時代にあって出生率も下がってきている。一時期横ばいの状況でありますけれども、しかしながら日本全体で考えるならば、人口減少の時代に幸田町も決して人口がふえ続ける町ということではないわけでありまして、人口が減り続ける中でどうやって人口をふやしていくか、それは住民がよそから移ってくる。よそから移ってくるということは住みやすい、住みやすいと同時に働く場所があるということにつながるわけでありまして、働く場所がなければ、これは人口

が減ってくるわけでありますので、そうした点でここに貫かれているのが基本構想の中にうたってある「人と自然と産業の調和」であります。この産業の調和というところに、私は企業誘致に重点を置いたまちづくりを進めていくよということにつながるのではないかとこのように思いますけれども、その点についてはやはり漫然とするのではなく活性化していくまちづくりというのは、これは誰しもが願っていることでもありますけれども、しかしながら、これがより産業優先のまちづくりになってくると、これは決して住民が願っている町ではないと思うわけであります。そうした点について、この辺がぼかしてはあるものの、産業効率、産業優先のまちづくりにつながるものを含んでいるまちづくりになっているのではないかと思うわけであります。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、1点目の広く住民の声をということであります。先ほど答弁させていただきましたように、各種団体等もありますけれども、それぞれの住民調査等、意見をいただいて、件数としては前回よりも多い内容でございます。また、役場の中、庁舎内においても各種団体の総代会、定例会、役員会などに多数の会議に各種担当の課長やGLが出席をしております。そういう御意見をいただいた中、企画政策の中でGLや担当への聞き取りもさせていただいております。そういう中で、多くの意見がこの総合計画の中には反映をされているのではないかなというふうに考えております。

それと、あと経済効率を優先させるのではないかとこのことでございます。幸田町の総合計画は第1次からほぼ一貫してまちづくりの理念を「人と自然と産業の調和」という形で定めております。第6次においても同様で、全ての分野においてバランスよく推進をするように基本構想を定めております。これからは幸田町がずっとあり続けるための基本理念という形で定めさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 丸山君。

○13番（丸山千代子君） 第1次から第5次、そして第6次にも「人と自然と産業の調和」ということで取り組んでおられるということでもありますけれども、しかしながら、今まで5次で取り組んできたこのまちづくり、これが非常にバランスがどうかといったアンバランスな町になってきている。そういうことが教室不足を生じる、あるいは施設不足を生じる、こういうことが結果としてあらわれてきているということでもあります、やはり住民の願いとしては、どの学区も暮らしやすい、歩いて買い物にも行ける、こういうようなバランスのよいまちづくりを願っているのではないかとこのように思うわけでありますが、結果として第5次までの計画の中ではアンバランスな町、発展するところは発展している、そういうことが伺えるというふうに思うわけでありますので、そうした点でやはり今までの経過を踏まえて、これから人口減少の時代の幸田町をどのような町にしてほしいのかという、こういう広範な住民の声というのをやはり聞くべきではないかということと同時に、住民はどのようなことを願っているかと。これは必ずしもそこに参加する人だけではなく、やはり広範な人たちからの声を徴収するということが必要ではないかと思うわけでありますが、しかしながら町としてはいろいろな団体や、あるいは住民調査の中でも聞いているからということと言われるわけでありますが、や

はり目に見える行政というのが大事であります。目に見える行政とはどういうことかという、やはり行政が住民の中におりていく、住民の側にきちんと行政の姿を見せる、こういうことが大事ではないかと。それが一つの計画になって盛り込まれるのではないかと思うわけでありますので、そうした点で私はやはり今回幾ら職員の手づくりというものであっても、これは行政主導ということにしか言えないのではないかと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今までもそうですけれども、今後もそれぞれ各分野においてバランスをとりながらこれを進めていくというのは、とても必要なことだというふうに考えております。そういう中で人口の問題でございますけれども、総合計画の中で採用させていただいております国立の人口問題研究所2035年、平成47年から2040年、平成52年の推計で人口が増加する自治体が全国で27自治体しかないというふうに人口問題研究所は言っております。県内では長久手市、日進市、みよし市、高浜市と幸田町の5市町のみでございます。ただ、これもバランスのとれた形で行政を進めていかないと、いずれは人口も落ちてくるという中で、そういう施策を打ちながら少しでも落ちるのを防いでいくという形がまた必要かというふうに考えております。それについては、また個々のそれぞれの計画の中でそういうものをうたいながら進めていきたいというふうに考えております。そして、今回総合計画をつくるに当たり、先ほど答弁させていただきましたように、いろいろな方から御意見をいただいた中でつくらせていただいておりますけれども、今後また10年間にわたりおきましてもそれぞれの住民の方から御意見をいただきながら進めていくのは当然でございますので、そういう御意見を各種計画等に盛り込みながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第49号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第50号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 厚生年金と公務員共済の一元化、名前は聞こえがいいかもしれませんが、公務員にとってはこんなものはどうもならんというのが実態だろうなというふうに思うし、こうした流れをつくってきたのは自民党の小泉政治。それをひきついで民主党政権、そしてさらに今日の自民党と公明党の悪政の限りをやってる安倍政権。こういう中で、アベノミクスだと言われながらアベノリスクだ。国民にリスクをどんどん押しつける、そういう悪政を自民党と公明党が一生懸命やって政治の質をどんどん悪くし、国民を塗炭の苦しみのふちに追い込んでいく。こういう中の一環が厚生年金と共済年金の一元化であります。そうした中で、じゃあ、一元化になったときに、すべからくそうですが住民にとってあるいは対象者にとって暮らしがよくなる、いわゆる高きに合わせる、こういうことは一度もやってこなかった。今回の関係も厚生年金と共済年金を一元化をした。一定時間を置いてどこに合わせるのかといたら、公務員共済よりもさらに1ランク低い厚生年金にその水準を合わせていく。こういうふうの流れでいくわけです。

が、そういう点でどういうふうに変わってくるのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） この被用者年金制度の一元化につきましては、法律が平成24年8月22日、法律の第63号で公布されまして、施行が平成27年10月1日という形で施行されるということでの、今回の一部改正条例でございます。この被用者年金制度につきましては、公的年金制度の成熟化や少子高齢化の一層の進展に備えて年金財政の範囲を拡大して、制度の安定性を高めるとともに民間被用者、公務員を通じ将来に向けて同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保するという事で制定をされております。今、議員が言われるように、今回厚生年金にそろえる内容でございます。そうした場合は基本的にそろえて開始をされるものでございます。多くが厚生年金にそろえられますので、今の現状よりも下がるということなりが多いかと思えます。保険料がまずあるわけですけれども、保険料につきましては平成27年10月1日以降、厚生年金、共済年金ともに毎年時0.354%引き上げられまして、平成30年に統一をされるという形でいきます。そういう中で率としては現在よりも下がるわけですけれども、対象が給料から手当を含んだ標準報酬月額に変更になるということで、一概には金額的に支払額がどうなるかというのは今試算中でありまして出ておりません。その他、例えば被用者保険の年齢制限でございます。そういうものが制限なしから70歳までに変更されるとか、未支給年金の給付の範囲が変わるとか、遺族年金の転給制度が廃止される、また障害給付の支給要件が変わる、年金の一部停止要件が変わるということで、それぞれ厚生年金にそろえることによりまして、現在よりも給付が低くなったり、今までもらえた給付がもらえなくなるということは事実でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、常に何か言うと、少子高齢化だと。少子高齢化は国民に責任があるのかと。子どもを2.1人以上生まない国民に問題があるのか。「なめらかなまち」なら3人目は生まれるではないかといって、幸田町は一生懸命破れ太鼓をたたいている。破れ太鼓なもので音が出るのか出ないのか、音がにごる、まあそんなことはいいがな。結局少子高齢化は国民が悪いんだよと、子どもを生まないのがいけないんだよという論理の組み立てで、だから年金の一元化が必要なんだよと。おかしくないか。大もとを忘れてないか。国民が安心して2.1人以上の子育てができるような環境をつくる。経済環境もしかり、生活環境もしかり、働く場所の整備もしかり、そういう総合的な施策をするのは国民の責任か。政治の責任でしょ。自民党、民主党、公明党と自民党と、こういう中で歴代の政権を担ってきたそれぞれの政党が基本的には悪政の限りをつくしながら、国民をどんどん苦しめてくる。これに対する国民の自衛手段として自己防衛として少子化が進む。少子化が進めば高齢化するの当たり前なんだ。こういう中で問題の本質をごまかしながら、制度がもともと違う。制度が違うということは掛金も違うんですよ。掛金が違う、率直に申し上げると厚生年金よりも公務員共済のほうが掛金は安い。給付は多い。別に私はうらやましいなとは思いますが、ただそれを一元化しろといったって、制度が違うもとの原資を誰がやってきたのかといたら、

みんな国民や掛金を進めてくる労働者がやってきて、それを政府の都合でへりくつはりくつをつけて一元化をする。そして、給付をどんどん引き下げていく。こういう政治が今の効だと。そうしたときに、じゃあ自治体としてどういうふうはこの一元化に対応していくのかと。一元化で一番被害を受けるのは公務員、そして公務員がこうだからといって、さらなる給付の水準の引き下げを厚生年金に求めていく。つまり、いたちごっこだよ。どれだけ給付水準を引き下げるか、これがこの議案の内容の根本的な問題だと。そうしたときに、あなた自身も、あなたも答弁されたように公務員共済の給付の水準が下がりますよと。そして、平成30年には掛金の統一化を図りますよと、こういう内容であります。そうしたときに、今後どうなっていくのかというのはまだデータがありませんし、試算もされておられません。しかし、一元化は進めていきますよと。これは片手落ちではないですか。制度だけが突っ走って行って、内容はどんどんどんどん切り下げていく。じゃあ、切り下げた内容はどうなのかと。いや、わかりませんわといったときに議案の提出をする。提出者の責任としてどうなのかと。要は、国がやったからそうじゃないかと。平成24年に法ができたので、それに合わせてそれぞれの市町が条件整備をしながら条例を変えていきますよと、私の責任ではないわという第三者的な感覚でおられるけれども、あなた自身も含めてみんな被害者になっていく。被害者になっていったときに、どうそういう被害の内容が変わってくるのかということと、もう一つは時間をかけて低きに合わせるけれども、低くなることには間違いない。間違いないといったときに、自治体としてとるべき施策というものについてはどういうふうにお考えなのか、答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 自治体の施策はということでございますけれども、当然こちらにつきましては、共済年金の組合のほうに入っておりますので、そういう中でまた声を上げていくという話しか今現時点ではないのではないかとというふうに思います。先ほど議員が言われましたけれども、法律のほうが改正をされて、10月1日から施行されるということでございますので、それには従っていくということしかないわけでありまして、そういう中で話をしていくということが一つあるのかなというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 年金の一元化でありますけれども、これは平成24年2月17日の閣議決定、社会保障・税一体改革大綱に基づいて公的年金制度の一元化ということで進められてきているわけでありまして。この年金制度の見直しによって一元化の影響は現状より下がるよという答弁であったわけでありまして、じゃあ、具体的にどのような影響があるのか。その点について答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 具体的にということでありまして、まず保険料は先ほど言いましたとおりでございますけれども、ただ標準報酬制というものが毎年4月から6月ま

での報酬の平均額をもとに算定をしております。1回ということでございます。来年の4月から6月までで、まず1回目の標準報酬月額を算定をするということです。ただ、先ほど言いましたように、そこには今までは給料のみであったのが、手当も加算されてこの標準報酬制という形になるかと思えます。率は下がりますけれども、手当が含まれる分だけ果たして全体的にどうかということは今試算中でございますので、お答えのほうはちょっと御容赦願いたいと思えます。

それと被用者保険の年齢の制限ということが、まず1点あります。これにつきましては、厚生年金では70歳に達したときに厚生年金の被保険者の資格を喪失するというようになっておりますので、70歳に達した以後に引き続き事業所等で勤務している場合であっても、年金の算定の基礎となる被保険者期間がふえるということではないということであります。今まで公務員は70歳というものがなかったということですが、現実的に該当者がいませんので、こういうものは関係ないかと思えますけれども、一つ制度としては変わるということです。

あと、未支給年金の給付の範囲が変わるということで、未支給年金といいますのは、受給者が死亡した場合にその者が支給を受けることができた給付で、その支払いを受けなかったものがあるときに遺族等に支払うものでありますけれども、これは遺族でない相続人が対象外になりましたので、その部分はデメリットとしてあるわけですが、ただ、死亡した場合に生計を同じくしていた者ということ、例えば単身赴任とかそういうもので生計を維持したのものには支給ができるということがありますので、それはメリットはあるという形になります。

それと、あと遺族年金の転給制度が廃止されるということでございます。これにつきましては、遺族年金の受給者の子どものいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなってしまいます。従前でありまして、一定の場合でありますけれども、その父母に支給が共済年金だとされておりましたのが、それが支給をされなくなるというようなことがあります。

あと、障害給付の支給要件として、保険料納付の要件はなかったわけですが、今後は給付要件ができるということで、初診日の前前月までの保険料納付済期間及び免除期間を合算した期間が3分の2以上必要であるというように、いろいろ細かいことを言いましたけれども、個別にはそういうものが合わせられる主な内容でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この制度によって、現在、今回の議案は幸田町職員の再任用に関するものでありますけれども、この町職員の関係と影響する再任用職員数についてお尋ねしたいというふうに思います。現在、再任用職員もいるわけでありますので、そうした点でこれからの影響についてお伺いしたいと思います。

○企画部長（大竹広行君） まず、この条例改正に伴う影響でございます。今回の一部改正におきましては、特定警察職員等という、本庁でいいますと消防職員を指しますが、その用語を規定しておりました上位法が地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法にかわったことによる附則の改正でございます。該当する再任用職員は1人でございます。あと、今現時点で再任用職員というものは6名おります。それぞれ条例に基づきまして

雇用させていただいております。再任用職員の勤務条件等でそれぞれ細かく決めさせていただいております。今回の改正で直接関係するかというと、そういうことではないかというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在、幸田町における再任用職員は6人ということでありましてけれども、今回の一部改正では特定ということで消防職員が対象になるということで、1名がその不利益の対象になるということで理解をしてよろしいかということですが、いかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 不利益ということではなくて、今回の条例改正の上位法が変わったということでの該当者は1名ということでありまして。ただ、今回共済年金が厚生年金のほうに一元化されるということで、現在のこの条例とは関係ございませんけれども、共済年金に加入している者は全て今回影響するという形でお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第50号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第51号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第51号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第52号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 52号議案の幸田町の個人情報保護条例の一部改正でございますが、まず最初に未成年者の個人情報を守る条文として15条から17条あたりにあるような気がしておりますが、具体的にどのように未成年者の個人情報というのは守られていくんだということについて、少し解説をいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の個人情報保護条例の一部改正、保護条例自体では未成年を含む全ての人の個人情報の保護の条例であるということは押さえていただきたいと思います。特に今議員が言われましたように、条例の第15条第2項では、未成年者にかわって法定代理人が実施機関に対し当該実施機関の保有する公文書に記録されている事項に関する個人情報の開示を請求すると規定をされております。また、17条第7号でございますけれども、未成年者の法定代理人から開示請求があった場合、未成年者の利益に反すると認められる情報は開示しなくてもいい旨の規定があります。以上が未成年者の個人情報を特に守る条項というふうに理解をしております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そういう形で未成年者が個人情報が守られていくような気がしているのですが、7条の3の（3）あたりでは個人情報の開示については特例があると、例外ですよ。これは、本人の同意なくて個人情報を開示できるというような部分がございます。

いますが、この町の機関というのはどういう機関の事務というのは何を指すのか、それについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 具体的な町の機関の事務とはということでありませけれども、余り多くはないわけでありませけれども、今考えられるのは差し押さえ等をするための税務調査ということが考えられるのではないかというふうに理解をしております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 個人情報の開示で一番壁になっているのが、例えば区長さんや民生委員の問題なのですが、もうじきやってくる敬老会の対象者を把握するときとか、または避難訓練をやっておりませして、対象とする弱者は誰なんだということ特定する場合、これは区長あたりがとても個人情報の壁によって難儀をするところございませるので、この町の機関の事務の中に区長や民生委員も中に入っているのかについてお伺いませす。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） それについては、今回、従来どおりここには入っていないというふうに理解をしていただきたいと思ひませす。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 相変わらずそのように区長は、ことし誰が敬老会の対象になるのかというのを知るまたは探るのに、随分いろいろな手づるを使いながら承知をしていくわけですが、そういうことのないような形でもう少し区長や民生委員のほうに情報を出していただけると、避難訓練の仕方もちこに影響するかと思ひませすので、その辺については一度再度検討していただきたいというふうに思ひませす。

そういった特別に本人の許可なく個人情報が使える場合、事後説明という形で、こういう形であなたの情報は使ひませすよという説明はなされるのか、なされないのかについてお願いをませす。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の個人情報保護条例につきませしては、当然個人情報なり特定個人情報を守るという条例でありますので、なかなか個人情報を使うということは非常に難しい内容ございませす。今後も今までのような手法を通じて、少しでもこの条例に抵触しない範囲で提供をできたらというふうに考えております。

それから、事後説明の関係でありますけれども、本町は本人から直接書面等により個人情報を取得する際に、あらかじめ利用目的を明示させる規定であります。1号から4号までの規定は適用除外を定めてありますので、事後の説明はないというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 一度使われた個人情報というのは、出てきた場合、それはコピー機によってどんどんどんどん蓄積されませして、時と場合によっては使い回しができるような状態になってくるような心配を持ひませすので、使い回しを防ぐ条文というのはこれのどこを見ればそれがわかるのかについてお願いをませす。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

- 企画部長（大竹広行君） 一度使われた個人情報がある別の機関で使い回し、それを防ぐ条文はということであります。条例第8条第1項並びに第8条の2及び3では、個人情報及び特定個人情報の利用及び提供の制限を規定をしております。町は利用目的以外の目的のためにみずから利用し、提供の禁止をしております。本人の利益や社会公共の利益になる場合など、一定の場合のみ利用目的以外に利用提供することを認めておりますけれども、基本的には利用及び提供の制限を8条等で規定をしているという内容でございます。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） この8条の法令の持つ意味は、最初にその条例を使おうとしたときの考えかかなど。もう個人情報が出てしまった後の問題を考えているわけですので、その部分はどうなっているのかなということであります。個人情報というのはこういう形でももちろん問題化しますけれども、例えばテレビで問題になりました大手学習塾とか、学校でも個人情報というのはきちんと管理されないといけないのですが、それが流出していく場合が多いものですから、そういった個人情報の流出をどのように防ぐかという部分について、一度出てしまったものをどうするかという部分がちょっと弱いような気がしましたので、そのお尋ねでございます。
- 議長（浅井武光君） 企画部長。
- 企画部長（大竹広行君） 議員が言われますように、一度出てしまった個人情報等というのはすぐに拡散をするということで、それはあってはならないことかと思えます。そういう中でハード面、ソフト面でそれぞれ流出をしないような形で対策をとっていく必要があるかと思えます。当然、今業務系で扱っているわけですが、それは専用回線のみで扱っておりますので、インターネットにつながっているということではございません。また、それぞれ職員研修等もしながら個人情報等の取り扱いには注意をしていきたいというふうに考えております。条例にこのように規定をされ、なおかつ上位法であります番号法でも規定をされておりますので、それぞれ遵守し、漏れないような形でまず進めていくのが重要かというふうに考えております。ただ、漏れてからの対策ということについてはちょっとまだ今は、それをしないような形にしていきたいということでございます。
- 議長（浅井武光君） 8番、中根君。
- 8番（中根久治君） そうなんです、目的を持って個人情報は使われていくと思うんですが、その目的が終わった後の個人情報の処理ですね、後処理、この部分が条例を見ても出てこないなど。それがいろいろな社会問題を起こしていくもとでございますので、その辺をきちんと今後の条例改正のときには意図していただきたいというふうに思っておりますので、その部分が出てこない、これは一旦流れてしまった情報はもうコピー、コピー、コピーで、どんどんどんどん価値まで含めて売買されるような状態まで発展していくということがとても心配されることでございますので、その辺のところを町の条例としてはきちんと抑えた形で将来あってほしいと願っております。
- 議長（浅井武光君） 企画部長。
- 企画部長（大竹広行君） 確かに特定個人情報、個人情報も含めてそれぞれ今回の条例の

中で保有の制限という形で規定をさせていただいております。そういう中で保有についても特定なものしか、法律なり条例で定められたものしか使えないという形で規定を次の制定条例の中では規定させていただいております。そういう中で個人情報と特定個人情報につきましても、漏えいしない形でそれぞれソフト面、ハード面で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、14番伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほどの答弁の中で、おい、そういう理解でいいのかと、こういうのがあります。先ほどの答弁というのは、個人情報保護法と番号法、上位のと言った。上位の番号法だと。そんな規定がどこにある。番号法は個人情報保護法よりも私のほうが上なりと。あなたが立地監におまえは俺の下だと言ったのとは違うんだ。どこに書いてある、そんなこと。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 当然、法律は法令体系の中では条例の上ということですので、それを答弁させていただいた内容でございます。今回の一部改正条例の中には番号法の改正に伴いまして改正をさせていただく部分と、あと行政機関の個人情報に関する法律に基づいて条例改正をさせていただく部分がありますので、そういう中で答弁をさせていただいた内容でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この3日の日に国会の衆議院の本会議で番号法と個人情報保護法の改正案が賛成多数で成立した。これは成立は一緒なんです。それを我が法が上位法だという位置づけでいくと、どんどんどんどんおかしくなってくる。そういう中で、個人情報法と番号法はまさに不離一体の関係にありますよ。こういう中で、今回こういうふうに合わせていきますと、大変いろいろな問題が出てくるという中で、例えば第7条の1項の下段のほうで、これは議案関係資料です、26ページ。26ページの下段で個人情報の保有の制限等、こういう中で第7条の後段で、その利用は目的をできる限り特定しなければなりませんよと、こういうふうになっているわけだ。それは理解すれば、それはそうでしょうということですが、その内容はあるように、しなければならぬよという義務規定ではなくて努力規定ですよ。努力した結果、特定はできなかったけれども、この規定でいけばできる限りということの内容になります。その中のもう一つの第2条の2、これも下段です。必要な範囲をこえてと、これも行政にとって非常に都合のいいことです。必要な範囲の認定は誰がやるのか、その範囲はどこからどこまでかということ行政側の解釈一つ、しんしゃく一つ。どうにでも解釈できる。ここまでぱっと広げてしまっても、これは必要の範囲でございますので条例違反ではございませんよと。個人情報がたらたらたらたら出されていく。こういう規定ではないですか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） この条例につきましては先ほど答弁させていただきましたように、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明文化させ

ていただいております。当然、開示請求者は今自分の個人情報がどのような形で使われているかということを書面で提出もできますし、また町が行いました決定に対して不服があるときは裁判にも法的措置にもできるという救済措置もあります。また、特定個人情報につきましては、再来年からでありますけれども、マイナポータルという制度が開始をされまして、自分の特定個人情報がどのように使われたかというものについてマイナンバーカードで見ることができるようになっております。そういう中で、今議員が言われましたその利用目的につきましては、あくまでもそういうことがあるということも踏まえまして、厳格に処理をしていかなければならないというふうに考えておりますし、拡大をしていくということではないというふうに理解をしております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど、冒頭に申し上げたように、個人情報保護と番号法は不離一体の関係にありますよと。そういう中でどっちが上位が下位かというものではなくて、それを相互に連携をさせることによって個人情報が膨大な量になってくる。現在は、個人情報が4情報という形、あるいはマイナンバーについてもそういう形でやられている。しかし、今は国会の中でまだ施行がされていないのにこれからどんどんどんどんね、預貯金も、本人の健康状態も、買い物も。軽減税率だといって、どこで誰が何を買ったかということまで全部調べ上げられていく。こんなばかな政治が今は大手を振ってまかされている。こういう中で、結局この個人情報と番号法がセットになってビッグビジネスチャンスということが言われておりますよね。それは、一定の条件のもとで保護法の改正を受けたわけですが、今回は法律でこの条例の中には直接的には内容はない。内容はないけれども、結局国のほうが法律が変われば地方も全部右に倣えてくるといったときに、この個人情報を匿名で加工をする。つまり、個人が特定できないような形で情報をどんどんどんどん漏らしていく、出していく。こういうことが容認されている。その情報をビッグビジネスという形で、言ってみれば、若干違うけれども、名簿業者が指をくわえて待っているわけだ、これは使えると。こういう中で、今回の内容もどんどんどんどん進められてくるという点でいきますと、7条の3、ページ数でいきますと27ページの3ですけれども、実施機関はと。相当の関連性を有するというこの相当というのは、これも行政でどうにでも解釈されるという無限の拡大を持っています。この相当性というものはどこの範疇に入るのか、その合理的な範囲とは何なのか、説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、ビッグデータの関係につきましては、改正の個人情報保護法の関係でそのようなものがされるということで、せんだってその法律が国会のほうを通ったという内容であるかと思えます。

それと、今言われた7条の3という内容でございます。利用目的の明示ということであります。本人から直接書面で記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対してその利用目的を明示しなさいという形で、次の場合を除く場合という形で規定をされております。7条の3は利用目的の明示ということでありますので、（1）から（4）まで、そういうものがない限りは必ず利用目的を明示しなければいけ

ないと、取得する場合は、そのような規定かというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 次に、28ページの第8条、ここで行きますと、法令の具体的な内容は、ここでは法令等に基づくという文になっております。法令等というのは具体的にはどういう法を規定している内容か。つまり、行政組織が使い回しができるような、そういう町にしていく。そして、実施機関に情報が使い回しをされていきますよと、こういう懸念が残ってる。それをもう少し具体的にしたのが8条の2。これはまさに使い回しを容認する規定ですよ。利用目的以外の目的のために個人情報のみずから利用し、または提供することができる。提供することができるということは使い回しができますよと、こういう規定になります。そういうふうになるわけですが、これはどういうふうにあなた方は今後運用をされていく。答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 8条の関係でございます。これは、8条につきましては利用及び提供の制限という形であります。法令等に基づく場合を除きというふうになっております。この法令等に基づくという法令につきましては、前段のほうの7条だったかと思えますけれども、そちらのほうで法令等という形で定義規定がされている内容でございます。そういう中で、利用目的以外の目的のために個人情報のみずから利用してはならないという形で、これは行政機関の関係する法律との整合性を図る目的で改正をさせていただいております。実施機関はいずれかの場合を除いて、目的のために個人情報のみずから利用して、または提供することができないという形で規定をされているという内容でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど申し上げたとおり、この8条というのは2項もそう、2項の中の（2）あるいは（3）、こういうのも全部そうなんですよね。結局、例えば8条の2項の（2）でいけば、実施機関は法令等の定める所掌事務の遂行に必要な程度で、個人情報を内部で利用する場合であって、相当な理由があれば、これは使い回しをどんどんしてもいいよと、こういう規定ですよ。次の3項についてもほかの実施機関、つまりほかの実施機関というのはほかの関係、幸田町以外のほかの実施機関あるいは国等に提供する場合についても相当な理由があるときには使い回ししてもいいですよ。まさに使い回しをここで法的にあるいは条例でそれをどんどんどんどん容認をし、あとは本人、行政機関、実施機関の判断一つでどうにでもできますよと、せいぜいお使いくださいよと、これが個人情報保護だ。もう個人情報保護ではないですよ。個人情報を行政機関が勝手に保護をして、勝手に使い回しができるような法律であり条例だと、こういうことになるわけですが。そういう規定でしょ、これは。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 8条につきましては先ほど言いましたように、利用及び提供の制限という形で規定をさせていただいております。新たに行政機関の個人情報の保護の保護法との整合性を図るための改正であります。個人情報につきましては、利用したり提供する場合に、特定の場合がない限りはすることができないという規定であります。

使い回しができるというような規定ではございません。そういう中で、より一層番号法ができたことによりまして、厳格な個人情報規定をしていくと。また、新たに特定個人情報も規定をして、保有なり利用なり、提供の制限を条例の中に規定をしていくという内容でございますので、そういう形で条例全体ではそれを守っていくというような内容でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 建前は守っていきますよと、そりゃあ、そうでしょ。個人情報保護という、そういう法律であり条例でありと。ですから、個人情報をどうぞ御自由にお使ください、使い回し自由ですよという法律ではない、条例でもない。これは当たり前のこと。ただ、そうしたときに、条例や法律の中でみんなくそ道をあけているわけだ。この場合だったら、相当なものがある場合はその限りにあらずという形だね。そして、実施機関相互がやりとりする、これも相当な理由があれば情報をお互いに交換をし合う、使い回しをする、そういうことができますよと、こういうことですよ。先ほど申し上げた、この3日の日に衆議院の本会議で個人情報保護法、そしてマイナンバーの番号法の関係もセットで利用できるように。そして、匿名という形で名前の部分だけびびびっと消せば、その情報がどんどん使われてくる。企業が指をくわえて待ってる。こういうビッグビジネスチャンスに寄与するような個人情報が今後どんどんどんどん流出をする。そうしたときに、じゃあ、どうするのかということなんですよね。そもそも番号法も、この個人情報保護も名は体を示さずと。まさに企業立地課と一緒だ。名前はあっても、その実態はないと、何をやってるのかさっぱりわからない。こういう中で個人情報保護法があるいはこういう条例が、こういう形でどんどんどんどん虫食い状態にされていく。こうしたときに、国の仰せのとおりでございますと、これは個人情報を開示を申請した人間の保護に当たりますよという、それは一面はあるでしょう。いい面もちょびっと出しながら、いわゆる毒まんじゅうだ。毒まんじゅうを、さあ、おいしいですよ、おいしいですよって盛んにやっているのが今回の改正の内容ではないですか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の条例改正につきましては、当然この9月3日に成立をしました個人情報保護法なり番号法の一部改正については関係がない条例改正ではございます。そういう中で町としましても個人情報につきましては、この法の条例の趣旨、また法の趣旨にのっとりまして、使い回しができない、しないような形。また、それは個人、町民の方は先ほど言いましたように、それを自分の情報がどういうふうに使われているかということや常時監視をできるような、そういうシステムでもありますので、そういうシステムがある限り、やはり行政としてもその取り扱いについては慎重に対応していかなければいけないというふうに考えておりますので、条例の趣旨に従いまして使い回しのない形、決められた中での保有なり利用、提供の制限をしていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたは、先ほど私は申し上げたけれども、この8条の関係をどういうふうに理解する。使い回しができないようになっておりますわとって、使い回し

を容認しますよと、相当な理由があればいいですよという8条の規定でしょ。ですから、8条の先ほど言った2項でいけば、相当な理由があれば個人情報を専ら利用または提供することができる。8条の2項の(2)でいけば、内部で利用する場合であって、相当の理由があればこれもオーケーだよと。(3)についても、実施機関または国等に個人情報を提供する場合も相当な理由があればいいですよと。相当な理由というのは解釈次第。行政が、これが相当なものなりという解釈をすれば何でも使い回しができますよという形になってる。あなたが今個人情報を使い回しができないようにしますわというのは、ちょっとこけおどしだと。条例を提出をし、今審議にかけているあなた方の理解の問題からいけばね。じゃあ、この改正内容は何とするんだ。すべからく相当な理由があればこの制限は取っ払ってもいいよと、あるいは制限は緩和しますよと、せいぜい御自由に使い回しをしてくださいよという規定でしょ。違うのか。もし違うとするなら、これは相当な理由がある場合はこの限りにあらずと、こういう内容は削除してくださいよ。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 相当な理由という形であります。これについては明示がないわけでありましてけれども、これは法もそうですけれども、条例の趣旨からしても、それは誰が見てもそういう形で使う場合、利用なり提供をした場合に認められる範囲という形で解釈をしております。そういう中で、後から見て明らかにそれは相当のものを逸脱をしているということを言われたいような形での制限はかかっているというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは解釈一つですよと。解釈とは時の場合でもそう、時の政府もそう、時の町長もそう、解釈一つでどうにでもなるような内容ですよと。先ほど申し上げたように、情勢は常に変化し発展をする。変化をし発展をすれば、その解釈もおのずから変わってくる。変わってきたときに、解釈一つで、解釈して認められる範囲ですよということと、あとはあなたが言われた、後から指摘を受けるようなことはあかんよと。どうやってわかるんだ、そんなの。後から指摘を受けて、後から指摘を云々というのは、後で気がつく寝しょんべんと一緒なんです。寝しょんべんしたらあかん、したらあかんといって寝て、朝起きたら、いや、知らん、寝しょんべんしちゃったわと、こういうことをあなたが言ってる。後から指摘を受けるようなことというのは、事前に回避できるのか。それを言葉の遊びというんだ。口先一つで後から指摘を受けるようなことをやったらいかんよと。やったらいかんよと言いながら書いてある、相当な理由があれば解釈一つでもどうにでもしますよというのが、この条例改正の内容でしょ。違いますか。後から気がつく寝しょんべんだ。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 後からということではありませんけれども、先ほど言いましたように、開示請求なりマイナポータルで見ることができるということでもあります。そういう中で実施機関としても、後から説明できるような形でなければ条例の運営をできないというふうに考えております。例えば、身体なり生命、また財産の保護のために緊急

に必要がある場合、そういう場合はいいのではないかと、例えば例としまして癌の治療のために必要となる個人情報を取得する際に、その利用目的を告げることが実質的には病名を告知することになり、本人に不測の事態を招くおそれがある場合等というふうなことが例示的に挙げられております。こういう形で相当な理由がない限りは、利用及び提供の制限がかかっておるということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

次に、1番、足立初雄君の質疑を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 52号議案、引き続き質問させていただきます。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律。この条例では番号法とされておりますが、平成28年1月から施行されるのに伴って、幸田町個人情報保護条例を改正する必要が生じたための改正であるとされております。この個人情報の中身といいますか、個人情報等の示す中身は通常の個人情報と言われておりますが、これは今までの個人情報。それに番号をつけられた個人情報、これが番号法という特定個人情報、そのまた特定個人情報の中にさらに情報等提供記録という、これも個人情報だということの中でこの中に出てくるわけでありますが、この条例を正しく理解するためにいろいろな字句の意味するところを伺ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、初めに、目次の第2章 個人情報の「収集」のところで、「収集」の字句を「保有」に改めるその理由、意味するところはどのようなことか。また、第7条の3におきましては「取得」と、こういう言葉が出てまいります。「収集」とか「保有」、「取得」、この使い分けの意味合いを説明していただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の一部改正につきましては、番号法の施行に伴う改正と、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との整合性を図るために行うもので、「収集」を「保有」に改めるのは、行政機関、個人情報保護法の第3条に合わせるものでございます。第7条の3を初め、改正後の条例に「取得」の字句が4カ所、「収集」が3カ所、「保有」が24カ所使われております。この条例におきましては、「取得」とはそれぞれから情報を得る行為を指し、「収集」は取得し集める行為を指すものであります。また、今回改める「保有」には収集した情報と職員が職務上作成した情報、現に保有している情報を加えるもので、町における個人情報の保有、利用等の制限の範囲を拡大するものでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） それでは、次に、この条例の第7条第1項及び2項で、改正前は個

人情報を収集するときには利用目的を明確にし、本人から収集しなければならないと規定されておりましたが、改正後ではこの個人情報を保有するときは、利用目的の達成に必要な範囲をこえて保有してはならないというふうに改正されております。この中で本人からの収集という字句がなくなりました。保有の手段がうたわれておりません。本人から収集しないでどのようにして保有をするのか。また、本人から収集しないで保有できるというふうに、利用目的を本人が知らないままに保有されるということになるのではないか、利用されるということになるのではないか。この辺をちょっと心配するところではありますが、お答えをお願いします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 本人から収集しないで個人情報を保有する方法としましては、今回導入をされますマイナンバー制度がこれに該当するというふうに考えております。番号法に定められた範囲において本人が申請書等に個人番号を記載することにより、本人から提供を受けなくても、情報提供ネットワークシステムを通じてでありますけれども、住民票関係情報や税関係情報などを取得できるもので、本人が知らないまま保有され、利用されるものではないということでもあります。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） わかりました。本人から基本的には収集すると。しかし、番号が付されたものについては、その目的の範囲内でいろいろな利用ができるようになるから、それは「保有」という形で利用されるというふうに理解をしました。

次に、この条例の第2条6項で特定個人情報と規定をされました。この特定個人情報の中に情報提供等記録というふうになっておりますが、実際にはこのどこに記録され、閲覧はどのようにさせていただけるのか、説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 情報提供等記録につきましては、自分の個人番号のついた個人情報と誰と誰との間でどのような情報が提供されたか、国の情報提供ネットワークシステムと情報照会者及び情報提供者が情報提供する事務に使用する電子計算機の3カ所に記録をされます。また、閲覧につきましては、本人がパソコンを利用し、個人番号カードのICチップに記録された電子情報とパスワードを合わせ確認する公的個人認証を採用する方法が考えられています。なお、個人番号カードを所持しない方でも情報保有期間に書面による開示請求ができる案が考えられております。閲覧が可能となる時期につきましては、マイナポータルでありますけれども、29年の1月以降になる見込みであります。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） これは情報のやりとり、それがそのやりとりをしたところにそれぞれ電子計算機に記録される。そして、その内容がそれぞれの個人の方がどんな情報がどこでどういうふうに使われたかということのチェックができるというふうな理解でいいと思います。もし違っていたら御指摘をお願いしたいのですが、次に、この条例の第8条の第2項の括弧内で、この情報提供記録を除くと書いてありますが、この除く意味の説

明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 理解のほうはそれでいいかと思えます。それで、この条例の8条の2項の関係でございますけれども、除いた理由は行政機関が利用する個人情報ではなくて、本人が自分の個人情報をどのように使われているか、不正に使われていないかを確認するための記録でございます。そのような記録でありますので、いかなる場合であっても行政機関が利用を提供してはならないために、わざわざ括弧書きで除くという形で規定をさせていただいております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 大変よくわかりました。先ほどの情報等記録ということの意味合いを理解すると、この質問は愚問であったかというふうに思います。

次に、番号法の第2条第7項で規定されております個人番号カード、このカードには氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、それからその他政令で定める事項、本人の写真かつ総務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードであるという規定がございますが、今回配付されますカードには、この政令とか総務省令ではどのように規定されたものがどのように記録がなされているかについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） カードに記録された事項につきましては、カードのICチップに記録をされます。今現時点で総務省令で定める事項といたしましては、公的個人認証に係る電子証明書があります。また、番号カードの有効期限につきましては、発行日から申請者の10回目のお誕生日までとなっております。また、国は電子証明の有効期限を5年としております。個人番号カードと電子証明の有効期限のこの5年と10年の違いにつきましては国は特に示しておりませんが、技術の安全性を考慮したのではないかとこのように考えております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） もう少し詳しく伺いたいと思えますが、この条例の11条において個人情報を正確かつ最新の状態を保つように努めなければならないという規定がございますが、これは先ほど御答弁がありました10年とか5年という範囲のチェックのことというふうに解釈してよろしいのでしょうか。その辺をもう少し説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 個人情報を正確かつ最新の状態を保つということでございます。具体的なものといたしましては、住民の転入転出事務につきまして随時システムに入力し更新することで、最新の状態を保っております。また、税情報におきましても、変更を知り得た時点で速やかに入力し、データベースを最新の状態を保つように心がけております。なお、個人番号カードにつきましては、転入転出の移動手続と同時にカードの電磁記録の書きかえと、運転免許証と同じように変更内容が裏書をされるものでございます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） おぼろげながらでございますが、何となく理解ができました。そういうことで、町民、住民も、それから行政機関のほうも最新の情報に努めるということだと思います。

それでは、次に、この条例の第36条で特定個人情報ファイルというのがございますが、このファイルは実際どのようなもので、またこれは開示請求ができるものなのでしょうか、説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 特定個人情報ファイルとは、個人情報を含む情報の集合体でありまして、個人情報を検索することができるように体系的に構成したものをいいます。職員が職務上作成または収集した個人情報にマイナンバーが含まれたもので、記録項目の配列等で整理し、記録している場合は個人情報を検索できることから、特定個人情報ファイルに該当します。具体的には、住民票関係情報とか地方税関係情報等のデータベース等があります。また、開示につきましては情報提供記録開示システム、いわゆるマイナポータルで自己情報表示機能を使い確認をすることができます。具体的には、自分のパソコンで個人番号カードのICチップに搭載をされた公的個人認証を用いたログイン方法で、自分の情報がどのような機関でどんな情報を保有しているのかというものを、この個人番号カードで検索をすることができるというものでございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 説明を丁寧にしていただきまして、よくわかりました。しかし、この条例、法令といいますか、一般の私たち庶民が読んでもなかなか理解できないような法律用語とか言い回し、こういうものがあります。町におかれましては、なるべく今後改正なり修正をされる場合は、町民が理解できるようなそのような文案も今後検討していただけたらと思います。これはお願いにとどめておきます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） 1番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回のこの番号法の施行というものは、社会保障と税の一体改革の中で出されたものでありまして、マイナンバー制度の施行に伴うものであります。マイナンバー制度、これは社会保障費の削減と増税を目的としたものということで国でも大きな問題になっており、我が党の日本共産党は反対をしたものであります。この反対をした理由につきましては、国民一人一人に12桁の番号を振り、そしてその情報を国が一括管理をする、こういうことによって住民生活を脅かしていくというようなものでありますし、また先日問題になりました、日本年金機構から125万件の個人情報が流出した事件に示されたように、マイナンバー制度には解決できない問題あるいは危険性があるということを指摘できるものであります。そして、マイナンバー制度によって個人情報の流出、漏えい、こういうものが今回の個人情報保護条例の中では漏えい等を防ぐ

ものとは言えないということを指摘できるかというふうに思いますが、その点について先ほどから議論になっておりますように、答弁をされておりますように、国あるいは町としては情報の流出はないというようなことを言われておりますが、これが個人情報が確実に守られるかという点と、そうではないということがこの条例の中からも伺えるものであります。

そこで、お聞きするものであります。この根本的な欠陥というものについて、町はどのように把握をされておられるか。また、それがどのように個人情報を保護していくのか、この点についてのお考えをお示しいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 根本的な欠陥がということでありまして、これにつきましては、国等におきましても個人情報の流出等については細心の注意をはらい、ソフト面、ハード面におきましてもそれぞれ対策をとる形をとっております。そういう中で、今現時点ではまだ法律が執行されている部分につきましてはあれですけれども、今後、この間の先回の9月の改正に伴いまして、それぞれ利用の範囲等が広がってくるわけでありまして、ただ、この個人情報につきましてはそれぞれ法律も条例も保有する場合、あと利用する場合、それぞれ決めております。そういう形で安易に情報が使い回しをされるような、そういう内容の法令、条例ではございません。そういう中で今後いろいろな分野におきましてマイナンバーも使いながら進めていくわけですけれども、この一部改正条例につきましては現時点の個人情報よりも、また特定個人情報につきましては厳格な処理をするために一部改正をさせていただくものでありますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

具体的、根本的な欠陥はということでありましてけれども、いろいろなことが言われておりますけれども、そういう中で適正に進めていくという形でいきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国の情報あるいは町の情報等ですね、いろいろな情報がいわゆるハッカー等によって流出をすると、こういうことも言われているわけでありまして、このように今の情報が100%漏えいすることはないと言われているわけでありまして、この100%漏えいしないというこのシステム構築が必要でありますけれども、今はこのシステム構築がまだなされていない状況の中で、今回の住民のいわゆる情報が漏れないという確証はないわけでありまして、そうした点で100%安全と言えるかと、この点についてお聞きしたいと思っております。

次に、いろいろな情報がこれから蓄積をされようとする中で、このいろいろな情報のおいしさというのはあるわけですね。こうした情報が蓄積されればされるほど、これはこの情報を知りたいという人たちがふえてくるわけでありまして、そうした点についてどうやって保護をしていくのかという問題であります。その点についてはいかがかと思っております。

次に、この条例の中でお聞きをしたいわけでありまして、それは議案関係資料の中の27ページにあります、思想等に関する個人情報の保有の禁止というのがあります。

すけれども、しかしながらこの思想、信条というのは憲法に要請をされたものであります。そうしたのがこの保有の禁止の中で、この限りではないというふうになっているのが第7条の2項の1と2であります。この保有の禁止がなされない、この限りではない、これはどのように解釈をすればよろしいのかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、情報流出の安全化という形であります。今システム構築をしておりますけれども、業務系のシステムにつきましては閉ざされた環境の中でインターネットには接続をしていない状態で運営をしていこうというふうに考えております。インターネットにはつながりません。独自の回線、閉ざされた回線でこの業務をしていくという形でありますので、そういう中でほかからインターネットを通じて入るといふようなことはないかと思えますし、またアクセスする職員の関係でございますけれども、これにつきましても生体認証の形を今回導入をしようというふうに考えておりますので、誰がログインしたかというものはわかりますし、なおかつその職員でなければできない業務という形で特定をさせていただいておりますので、そういう形で情報の流出は非常に少ないというふうに考えております。

2点目の第7条の2、第1号、第2号の関係でございます。実施機関は思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的な差別の原因となるおそれがある個人情報を保有してはならないと規定をしております。ただし、法令または条例に基づくとき、また及び利用目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ欠くことができないと認められるときは保有することができるというふうな規定でございます。このただし書きの法令または条例に基づくときというのは、例えば公職選挙法第86条の4、第3項の規定で、公職の候補者が所属する政党その他政党団体の名刺を届ける場合がこれに該当するというふうに理解をしております。

次に、利用目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ欠くことができないと認められるときというものにつきましては、これもなかなかないわけではありますけれども、例えば保育所の入所時に児童の健康状態、障害の有無等に関する個人情報を保有することが該当するのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 住基カードが導入をされたときに、全て国が一元化をすると、個人の4情報を一括管理ということで導入をされましたけれども、この住基ネット、この点について情報が漏れた自治体があるということも出ましたよね。それで、このように絶対ないということはないわけですよ。この住民基本台帳の住基カードにつきましても、これは絶対に操作は特定する者が行って、一般のインターネットからはアクセスできないよと、こういうことが言われたにもかかわらず、これが流出をしたと、漏れたということもあるわけですので、100%情報が漏れないという、こういうシステム構築はなされていないということにほかなりませんので、このように情報を一括管理をする恐ろしさというのはあるかというふうに思います。

次に、今言われました、思想等に関する個人情報の保有の禁止の中で、第7条の2以

降の中のこの点については、保育入所時の障害の有無というふうにおっしゃられましたけれども、この第7条の2というのは思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会差別の原因となるおそれのある個人情報というように規定をしているわけですね。ですから、これがなぜこのようにうたってあるかということでもあります。ですから、この保有がどうやってこれを保有するのかということでもあります。その点についてもう少し具体的にお示しいただきたいということと、それからどうやってこの思想、信条あるいは宗教に関する個人情報というのを保有することができるのかということでもあります。お答えいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、一元管理というか、そういうことではありませんので、それぞれの情報につきましては、例えば税情報は税、税務署なり、年金は年金でという形でそれぞれ管理をするということでもありますので、一括管理ではないということはお願いをしたいというふうに思います。

それと、あと情報の流出の関係でございますけれども、先ほど言いましたように、閉ざされた専用回線でのということなり、生体認証を入れるという形で、調査をした中でありますけれども、全国で専用回線のみ、閉ざされた回線のみを使用しているのは全体で7%という中に幸田町は入っているということです。その他につきましては、情報系のインターネットと切りかえをしたり、そういう形で使っているところも多くある中で幸田町はその7%の中で単独の中でやっているという形でもありますけれども、それ以外のところもそれぞれの形で情報の流出のないような形でのシステム構築をまたそれはされているのではないかとこのように思います。

それと、あと7条の2の思想等に関する個人情報の保有の禁止ということでございます。具体例のほうを挙げさせていただいております。個人情報の中には4つほどあるかと思っております。内心の状況なり心身の状況、生活、家庭、身分関係、社会経済活動、そういうものが個人情報に当たるかと思っております。その中の心身の状況の中に健康状況、病歴とかありますけれども、そういうものも個人情報であります。そういうものはこの7条の2では保有の禁止をうたっております。ただ、それ以外のものという形で記載をさせていただいているただし書きの中で、保育所の入所の場合ということでもありますけれども、現在においても入所申請書を書かれる場合に、そこに障害だとか、あと例えば食物アレルギーとかそういうものを記載をさせていただいて、それを活用していくという中で、本来ならば禁止をされているわけですが、そういうものを申請の中で聞いていくという内容でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、あくまでも第7条の2のただし書きの項目では、本人の心身の状況等についての個人情報が必要ということで適用されるということなんでしょうか。それとも、例えば先ほど言われました社会経済活動等におけるというふうになると、あるいはわざわざ思想に関する個人情報の保有の禁止というのがうたわれているにもかかわらず、これがただし書きで容認をされるという、保有することができるという項目があるわけでもありますので、この点についてはどう釈明ができるのでしょうか。

か。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 7条の2につきましては、基本的には、これは保有してはならないという禁止でございます。ただしという形で2つある中の1つは利用目的を達成するために必要であり、かつ欠くことができないと認められるときに今回のこれに保育所等のものが該当するという一つの例でございます。何も全て保有をするということではなく原則は禁止でございます。特別な理由等がなければそれは思想、宗教に関するものは禁止というのが、この7条の2の規定であるというふうに御理解いただきたいと思えます。

○13番（丸山千代子君） それでしたら、なぜわざわざこの思想、信条のところのような健康状態等を記してあるのかということでもあります。その点についてももう少しわかりやすく説明していただきたいということと、それから例えばわざわざこの第7条の2にうたってあるところのただし書きで保有ができるというふうになっているところで、利用目的を達成するためというのはどういうことなのかということ伺いたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 例えば、例として先ほどの保育所の入所のことを言わせていただきました。例えば法令の場合というのは、法律のほうでこれは正当等の記載をしていただいて、それを保有するということが認められているということでございます。利用目的を達成するためにということで、保育を実施するためにおいて、まず例えば障害なりそういうアレルギーがあった場合に適切な保育ができない、それにするためにそれを記載をしていただいて、それを役立てるということでもあります。これは現時点においても申請書で記載をさせていただいている内容でございますので、現実が変わるものではございません。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） では、考えられる全てについて、この保有ができる内容についてお答えがいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 全てのことと言われましたけれども、それぞれ調査をしましたけれども、今現時点ではこの程度しかうちのほうも探せなかったという。ただし書きということでもありますので、非常にまれなケースというふうに御理解をいただけたらというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いろいろなこのように特定個人情報というものがこの12桁の中には詰まっているわけでありませぬ。これが流出したらえらいことでもあります。そのようにこの個人情報保護条例、これは個人情報あるいは特定個人情報を守るためのものとおっしゃいましたけれども、しかしながら、100%守られるというものではないというふうなことが指摘できるものであります。情報は集積されれば集積されるほど利用

価値が高まるものでありまして、これに対してこの情報を得ようとするのがまた一つの目的にもなるわけでありまして。さらに、まだこのマイナンバー制度が施行もされていないのに、次にそれを拡大をしようとする。そうすれば、さらに個人情報がまた蓄積をされてくるというふうに追い打ちをかけてまいります。そうした点で、やはり個人情報保護条例の一部改正についてはとても賛成できないというものでありますので、その点を主張して終わります。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） マイナンバーカードにつきましては12桁の番号、そして4情報が記載をされている内容でございます。落とした場合、直ちにそれが流出につながるということではないかとは思いますが、ただ今回の一部改正条例の内容は特定個人情報につきまして個人情報よりも厳格な取り扱いをするための一部改正であります。個人情報については、この条例に基づきまして適正に管理をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

ここで途中ではありますけれども、昼食のために休憩といたします。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時54分

再開 午前 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

次に、第53号議案の質疑を行います。

6番、志賀恒男君の質疑を許します。

6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 個人番号の利用の範囲と情報の安全管理について質問をさせていただきます。

この条例につきましては、国の法律であります行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うものであります。地方公共団体における利用の範囲につきましては、法第9条の第2項に明記をされております。その文を読み上げますと、地方公共団体の長、その他の執行機関は、福祉、保健もしくは医療、その他の社会保障、地方税または防災に関する事務、その他これらに類する事務であつて条例で定めるもの云々というふうにかかれております。幸田町においては、この防災に関する事務とはどのような内容と解釈されているのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 防災面からの活用ということでございます。これにつきましては、東日本大震災を教訓に3つの課題が挙げられております。

1つ目は安否情報の速やかな収集と提供。2つ目は避難所運営を行うための基礎的な情報の不足。3つ目は他市町村へ移動した住民への対応。これらの課題を踏まえ想定される事務の内容といたしましては、避難所のカード携帯者の住民情報の取得や避難所ご

との人数、年齢構成等の推計データの把握、罹災証明書や被災者台帳の作成などが想定されております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 東日本大震災を受けての安否情報、避難所運営、他市町への移動といったことについて利用するというような説明があったかと思いますが、新しい法律が制定された場合には、その法の理念と申しますか、精神を理解をして条文を読むということが私は大切だと思います。災害という言葉を使わず、わざわざ防災という言葉が条文に使ったということは、将来防災に関してもこのような行政事務を行いたい、あるいは行うべきであるという意思を私は感じるわけでありましたが、どのようなことが考えられるかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 法の第9条第2項におきまして今回利用範囲が規定されており、その中で社会保障それから税、この防災、この3つが3本の柱ということでされております。しかし、発災時に活用される事務につきましては想定されるものはありますが、今言われる防災という観点から災害発生前の事前事務としては、国及び県からの情報は今のところ示されておられません。今後、近隣の自治体とも連絡を密にしまして、緊急のほうをしまりたいと考えておりますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 今後、研究していきたいという答弁でありましたけれども、この法律に関しましては、内閣府大臣官房番号制度担当室というところから逐条解説というのが発行されております。これによりますと、今回の社会保障・税番号制度が当面、社会保障、税及び防災の分野を中心としていることを踏まえ、地方公共団体においても実施しているこれらと類似の事務についても同様に地方公共団体において個人番号を利用することができるよう、その他これに類する事務であって条例で定めるものと規定されたものであるというふうに書かれております。私は、防災の分野で個人番号の利用はひとり住まいの老人、要介護者、要支援者などの今課題となっておりますこの分野での活用、利用が考えられるのではないかというふうに思うわけでありましたが、考えをお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ただいま御質問のごさいました災害時の要介護者、要支援者等の利用という形の御質問でございます。現在、避難行動要援護者というような位置づけで、その名簿の作成については福祉部局が担当することになっておりますので、お答えさせていただきたいというふうに思います。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正によりまして、ひとり暮らし老人、要介護者、要支援者の災害弱者であります避難行動要援護者名簿の作成が義務づけられているわけですが、現在データを整理しているというところがございます。しかしながら、避難行動要援護者名簿につきましては、個人番号法に規定されていない事務でございますので、独自利用として位置づけて個人番号を記載させ利用することについては、現時点では考えていないというところがございます。

- 議長（浅井武光君） 6番、志賀君。
- 6番（志賀恒男君） そうしますと、今、健康福祉部長が答えられた個人番号を特に利用しなくてもきちんと名簿の管理ができ、行政事務が粛々と取り行われますというふうにおっしゃられたということによろしいでしょうか。お答え願います。
- 議長（浅井武光君） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（大澤 正君） こちらの利用の関係でございますが、この申請につきましては、御本人からの申請を基本にして名簿のほうは作成させていただくということでございます。したがって、その内容については御本人が記載をし、担当部局が管理をする。災害が発生等した場合には、この名簿を持って地域ですとか担当に避難の有無について確認をするというのが原則になりますので、特別個人情報とされていなくても事務については適正に行われると、このように考えております。
- 議長（浅井武光君） 6番、志賀君。
- 6番（志賀恒男君） 当面は特に必要はないというふうに理解をいたしました。それでは、次に情報の安全管理について質問をしていきたいと思っております。法第9条に行政事務を処理する者として、当該事務の全部または一部の委託を受けた者も個人情報を利用することができるというふうに書かれております。委託を受けた者とは具体的にどのような人になりますでしょうか。また、幸田町でもこの委託を受けた者は存在するのでしょうか、お答えいただきたいというふうに思います。
- 議長（浅井武光君） 企画部長。
- 企画部長（大竹広行君） 委託を受けた者としましては、システム構築及び運用支援業者であります。幸田町で委託を受けた者としましては、トーテックアメニティ株式会社が該当をします。
- 議長（浅井武光君） 6番、志賀君。
- 6番（志賀恒男君） コンピューターシステムの委託を受けた人、あるいは運営の支援者等ということでした。そうしますと、法第11条のほうに委託の監督について述べられております。委託をする場合、個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならないというふうにされております。本町では必要かつ適切な監督とは具体的に何を行うことなのか、お答えいただきたいというふうに思います。
- 議長（浅井武光君） 企画部長。
- 企画部長（大竹広行君） まず、監督者につきましては企画政策課になります。主な監督業務といたしましては、システム運用が適切に行われているか、システムで常時監視をできる仕組みとなっております。定期的に監視をしております。また、委託者に対しての監督義務としての契約内容に秘密保持義務、事務所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、事務終了後の特定個人情報の返却または廃棄の義務づけなどを設け、これらの契約内容が遵守されていることについて定期的に報告を受けるといったような形で具体的なものを実施しております。
- 以上でございます。
- 議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 適切に運用されているかどうか監督をし、また秘密保持あるいは持ち出し禁止といったことで抑えておりますということでありましたが、法第12条に個人番号利用事務実施者等の責務として、個人番号の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないと書かれております。この必要な措置とはどのような措置なのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 必要な措置といたしましては、ネットワークに接続をされておりますコンピューターへのファイアウォールの構築、情報の暗号化等の技術的保護措置等を実施いたします。また、個人情報の漏えい等がないよう総務省の示すセキュリティポリシー及び特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドラインに準拠をしました幸田町セキュリティポリシーに改定をしております。基本方針は本庁が保有する情報資産の機密性、安全性及び可能性を維持するために本庁が実施をする情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めているものであります。改定したセキュリティポリシーについて職員、再任用職員、非常勤に対して遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発等の勉強会や説明会を開催をする今後予定であります。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ただいまの答弁によりますと、ネットへの接続についてはファイアウォールを設けておりますと。あるいは、接続をしていないというような答弁も以前ございましたけれども、また情報の暗号化ということで簡単には読み取れないというようなこと等説明がございましたが、私は情報の安全管理という点におきましては、昨年、2014年7月に発覚をしたベネッセ個人情報流出事件というものが思い出されます。犯人はシステムエンジニアでありました。それも派遣社員でありました。目的はお金であります。データを情報業者に販売することで利益を得ておりました。本庁においては、このような事件に対してシステム上の対策というものが十分なのかどうかについてお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 近年発生をしております個人情報の流出事件の本町の対策であります。本町は個人情報を取り扱っております住民記録システムの基幹系業務と財務会計の職員パソコンの情報系業務の2系列からなっております。それぞれが独立をしたネットワークで構築をされております。特定個人情報を扱う基幹系の業務はインターネットとはつながっておりません。閉ざされた環境であります。先ほど答弁させていただきましたように、全国では7%ぐらいしかないというような状況であります。完全に独立をしているのは7%ぐらいということであります。なお、特定個人情報を取り扱う基幹系業務システムは、ハード的な面では外部とのやりとりができません。閉ざされたネットワーク環境になっており、データの媒体渡しについても、監督者である町の所有するUSB等の媒体のみしかデータ保存ができないようになっております。また、漏えいした情報はもとに戻らないわけではありますが、万が一何らかの事由で情報が漏えいするような事案が発生した場合は、罰則の規定により4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、またはこれらの併科と重い罰則となっております。以上のような形でシステム

上の対策をとっております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） ただいまハード的な面での対策もしておりますということで説明がありました。個人番号情報につきましては、私はUSBメモリーやDVD-ROMといったデータの記憶媒体に書き込みできない、あるいはダウンロードできない、ハード的な対策をすべきだと。何々を禁止しますとか、データを悪用した場合には罰則を設けますとかいったものは、一度流出した情報というのは返ってまいりません。私はハード的な対策をもう一歩進めるべきではないかというふうに思います。例えばUSBメモリーの口をふさいでしまう。あるいは、システムソフト上でDVD-ROMに書き込みできない、あるいは特定の端末しかそれができないという制限を加えるべきではないか。それがハード的な対策で、そのハード的な対策を行われた端末だけを管理すれば流出はぐっと可能性を少なくすることができるというふうに考えますが、いかがでしょうか。お聞きします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 先ほど言いました、USB等の媒体につきましては基本的にはそれはできないという、町の企画政策課が関している者だけでなければできないというような形になっております。それと、あと今回につきましては指紋認証について導入をさせていただきます。全体で82台に全て指紋認証のものをつけさせていただいて、その指紋認証に該当した者でなければこのパソコン等をいじれないというような形にもなっておりますし、なおかつこの指紋認証で入れた者についてもその業務しかできないというような形になっております。ほかの業務をそのパソコンでできるというようなことにはなっておりません。ならないように今考えております。そういう形でハード面におきましても閉ざされた中で運用しておりますので、流出がないようにハード面でもより強化をしていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀恒男君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この議案に対する町長の議案説明は、番号法による別表、その別表に基づいて条例規定で定める情報を処理するもので、行政運営の効率化を図るためであると、こういう趣旨の説明がされております。その内容はどうかという点でいけば、議案書の関係でいけば26、27、28ページという形の中で特に別表関係で第1、第2、第3と、こういう別表を掲げて町長部局と教育委員会部局を合わせて16件の事務内容という形ですが、まず、どういう効率を図るのかと。こういうことの質問に入る前に、この規定の第1表、第2表、第3表という形で出てきている中に防災の関係がありますか。ありますか、あったら、あなた方の手不足、間違いなので、そういった点でいけばそれはどこに入ってくるのかということをお願いしたい。それはあくまでも番号法の9条第2項に基づく個人番号の利用、同じく19条の9に定める特定個人情報の提供に基づく必要な事項ということになっております。そうした点で、まず説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の制定条例につきましては、番号法に基づきまして社会保障や防災、そういう関係のものについてのみの特定個人情報が使えると、3つの内容についてのみ使えるという内容でございます。それについて、番号法の法律のほうで別表第1でそれぞれ個人情報、特定個人情報が使える事務について規定がされております。その中に当然防災という形の規定があるわけでありましてけれども、今回番号法の規定に基づきそれ以外で使う特定個人情報を使う場合について条例でそれ以外のものを規定すると、俗に言う上乘せ条例でありますけれども。番号法では防災については規定をされておりますけれども、条例については、今回それについては今回の条例の制定の中には入っていないという法律のみの制定で、今のところいいというような解釈で入れておりません。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、この中でもありますように、条例でいきますと第4条それから第5条、番号の利用の範囲。それから、特定個人の情報提供という形の中で別表1、2、3という形で16項目の事務が具体的に書かれているという内容であります。町長がこの関係でいけば行政効率をさらに高めていくためとこういうことですが、具体的にはどういう形の中で行政効率を上げる、こういうことがこの中で言えるのか。それは、現在こういう事務を行っているけれども、番号法によってここに列挙する16項目、町長部局と教育委員会部局のこの事務をやることによってさらなる行政効率が上がるんだということを、具体的に現在の問題と番号法になったときにどうなるのかというのを対比して答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 行政の運営の効率化の具体例ということでございます。今回、制定をさせていただきます条例の中で明らかに個別に行政の効率化が図れるというものを具体的にお示しすることがなかなか難しいものであります。ただ、今回番号法の制定に基づきまして、個人番号で各機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを、正確かつスムーズに確認するための基盤づくりでありますので、まずスタートをしているということの制定であります。今後、条例改正を進めていく中でそれぞれ行政運営の効率化ができる、そういうものを法律とも照らし合わせながらできていくのではないかとということであります。今回の条例制定のみでどうかというと、具体的な例としてはなかなか挙げにくい状況ではあります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 担当部長の感覚でいくと、効率化なんかを今後どうやっていくかだという内容の答弁であります。ということは、町長は議会に対してはこの議案の説明はさらなる事務の効率化だと。そんなの食わせものですよ。担当部長は、いや、そんなことはすぐにできへんと。こういう答弁の中で町長は提案するに当たって、さらなる事務の効率化だといったら何なのか、誰を信じるのか。当局が、町長が言ったことに対して具体的に担当部長がそんなものはできないと言ったときに、いわゆる町長は適当に言いごまかしをしてちよろまかしたのかということになるんですよね。さらなる効率化を図

るというのを具体的に示しなさいよというのが私の質問の内容。それは示せないということでもよろしいですね。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、先ほど言いましたように基盤づくりという形で、またこの条例改正をしていくということでもあります。例えば、年金を申請する場合に当然住民票や所得証明を手に入れてから年金事務所に手続をするわけでありませうけれども、そういうことが今回の制定の中にはありませんけれども、条例改正をしていけばそのようなものがとらなくてもできるようになったり、また戸籍に利用をすれば、結婚とかパスポート申請、遺産相続に戸籍が不要になるというようなことも考えられますので、そういう形でさらなる行政運営の効率化が図れる、その第一歩のこの基礎となる制定条例ということで御理解を願いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、効率化ということは言葉の遊びであって、要はこの条例をつくって基盤整備をするだけだと。あと具体的にそれはこれからの問題ですよ。それがどう運営をされて運用があった結果がどう効率化されるかというのはわかりませんと、こういうあなたの答弁ですよ。そうしますと、私がお聞きしたいのは、この条例化によってどの事務がどれだ。どの事務かというのはここで列挙してありますよね、16項目、町長部局と教育委員会部局、16件の業務内容。この内容がどれだけ効率化される、それによってどれだけの人件費が削減できるのかということなんだ。効率化というのは人件費の削減ですよ、あなた方にすればね。ただ、効率化と云ったら、ハイクラスさっささということではない。仕事の進め方ではない。もちろんそれもあると思うけど。ただ、効率化と云ったときには何を求めているのかと云ったら人件費をそれだけ削減したのか。それがマイナンバーの導入によってどういく。こういう成果が上がりましたよというのが行政効率。しかし、そんなものはこのあと基盤づくりでこれからだと云ったら、じゃあ、この条例を提案するときに町長は何と言われましたかと。議会に対して真摯な態度で向き合って、説明責任をきちんと果たした形の中で説明がされましたかと、こういうことが問われてくるんですよ。そういうことが問われながらも、担当部長はそんなものは条例をつくるだけでこれからだと。ということは、町長の行政効率化を図るための条例提案を全面的に否定したということですよ。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、今回の番号法の制定につきまして、番号法の別表1で規定されている以外のものについて、それぞれ特定個人情報を使えるようにする制定条例でございます。それによって特定個人情報につきましては、安易にそれを使ったりしないような形での制定でございます。国におきましても9月3日の日に改正があったわけでありませう。当初につきまして今後また改正等をして、番号法を改正をして広げていくというような内容になっております。今現在、この中でこの個人番号カードを導入することによりまして、当然それは身分証明書にも使えるようになるわけでありませうし、番号と高齢者の免許証の返納等にもそれは身分証明書としてもまた使えるということになるかと思ひますし、当然確定申告等をやる場合のその中でも今現時点で

も使えるようになりますし、今後条例改正が必要になるかと思いますが、図書カードなり印鑑登録カードのそういう形でのワンカード化ということに使えるという形の基盤整備ということで、今回やることに對して当初制定をさせていただいたことです。国におきましては、それぞれ税情報等をマイナンバーで管理することによって税務職員が非常に減って、それを海外の資産とか預貯金を持っているものに当てていこうというような形で国のほうでは考えられております。今現時点で効率化、これだけの金額がこの条例で効率化できるというものはお示しできませんけれども、何度も言いますように、これからの基盤づくりの第一歩の関係で制定をお願いするものであります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 答弁いろいろ言われましたけど、言ってみればくり返しと。要は、私が申し上げたのは、町長が提案説明した内容があなたによって全面否定された。そのことについては間違いはないですかということの確認であります。したがって、ああでもない、こうでもない、これからの問題だということ、それはこれからの話なんて幾らでもどンドンドンドン広げていける。しかし、行政効率といったときにどういう効率が具体的にどういう形であらわれてくるのかと、これは例示されてしかるべき。しかし、それは今回は条例の基盤づくりでございますと、そういうものはこれからでございますよということですよ。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 何も全面否定をしているわけではなく、趣旨に沿った内容だというふうに私は考えております。そういう中で今現時点でワンカード化もありますけれども、今現時点のこの制定条例につきまして、先ほど言ったようなものしか現実には具体的には事務の効率化ができていないということは事実でございますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたも素直じゃないわな。要は、この条例ができたことによって、あるいはこういう条例をつくるよという提案をした。その提案理由の中で事務のさらなる事務の効率化を図るよという説明ですよ。そうしたときにあなた自身はそれはできませんと、要は条件整備、基盤整備をするだけのことでですよということで、それ以上はこれからの運用の問題でしょ。この条例によってさらなる効率化といたら、それはさらなる条例の問題も含めて出てくる問題ですよということですから。あなたは町長側の立場なので、それはしょうがないけれども、町長の言ったことを全面否定するものではございませんと言いながら全面否定しているんですよ。いや、そうではないというなら、じゃあ、具体的にどういう事務でどういう内容の効率が上がるのかということをやらなかつたら、まさに今の幸田町政をあるいは大須賀町政を象徴するように、言葉の遊びは巧みである。巧みであっても中身はからっぽということなんだ。そういうことでよろしいな。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回のこの制定条例の提案理由は、番号法の施行に伴う提案でございます。その中でいろいろある中で行政の効率化というものについてもあるという

形で説明をさせていただきました。ただ、その中で行政の効率化の中の一つとしては、先ほど言いましたような形で身分証明書になったり、確定申告に使えるという形で今回の条例を制定させていただいたということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回のマイナンバー制度による個人番号、これの番号を定めるといふものでありますが、その番号の利用について独自利用、町内連携、そして町の他機関連携ということで、それぞれ別表がつけられております。その中でこの番号法に規定する利用範囲の事務のほか、社会保障またはこれに類する分野の事務について個人番号利用するため、独自利用事務を定めるといふことで別表の第1に8つ挙げられておりますけれども、これを見てみますと、今まで独自利用という内容からするならば、この件数でいいのかという問題でありますけれども、先ほどそれぞれまた加えながらといふことで言われたわけでありまして、現在独自利用事務の件数は8つ挙げられましたけれども、ほかに考えられる件数を合わせてどれぐらいになる見込みであるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、この8業務での件数でございますけれども、件数は1万446件ということになっております。今後どのような事務が加わるのかという内容でございますけれども、今お願いをしております別表第1の8業務でございますけれども、今国等にも問い合わせをしながら、今現段階において町の条例の中で制定ができる内容について挙げさせていただいております。国のほうで今どれがそれに該当するかまだ詳しいこれ以上の内容についてお示しをいたしておりませんので、どの程度になるのかということはお答えができないわけでありまして。今後、国との指示に従いまして、特定個人情報を使う場合には、新たに条例の一部改正条例をお願いをしていくという形になるかと思っておりますけれども、現段階においては不明でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今の段階では8事務ということでありましてけれども、この特定個人情報を使って事務を行う場合はさらに拡大が進められていくよと、こういうものがありますよね。そこでお聞きするわけでありましてけれども、個人番号とひもつけられた特定個人情報というふうに表現がしてあります。このひもつけられた特定個人情報、これについてわかりやすく説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） ひもつけられたということでありましてけれども、これはある物事をお互いに関連づけるということで、このひもつけという言葉を使わせていただいております。個人番号をその内容に含む個人情報のことをいうということでありましてけれども。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今までいろいろな条例等が改正やあるいは新たに制定をするとい

う、こういうことがあったわけでありませけれども、このひもつけという表現が出てきたのは初めてであります。要するに財源の問題で言えば、ひもつき財源とかそういうことはいいませけれども、条例の中でなぜこのひもつけていくものであるのか。ひもつけられた特定個人情報というのであるのかということであります。そこでお聞きをするわけありますが、このひもつけられた特定個人情報、このことについて先ほど出てまいりました第52号議案、これは特定個人情報になっているわけでありませけれども、このひもつけられたということにくっついていくということは、ある一つの目的を持って、それを利用してくる個人情報ということになるわけでありませけれども、このひもつけ特定個人情報とはどれぐらいあるのか、町の行政においてどれぐらい考えられるのかお尋ねしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 制定条例の中に、今回、第2条の第2号の中で特定個人情報という形で規定をさせていただいております。法第2条第8項に規定する特定個人情報をいうと。また、前の条例でありますけれども、こちらのほうにもそのような形で規定をさせていただいております。条例の規定につきましては、このような形で特定個人情報というものを用語の定義をさせていただいております。その中で話をする場合にひもつけされたということを使っているわけですけれども、先ほど言ひましたように、個人番号と個人情報を関連づけて使うという形で表現をさせていただいているものでありまして、条例の中では用語の定義でこのような形で定義をさせていただいているということをお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 町内連携とそれからその他機関連携、これについて個人番号とひもつけられた特定個人情報、これを指しているわけでありまして、これはあくまでも町内やいわゆる縦割り行政というので非常に住民も難儀するわけでありませけれども、これが縦割り行政の解消ということで、この情報が一括して利用ができると。一つの情報を知ろうと思ったときに、それが全てひもつけられてくるわけですから情報としてわかってくると、こういう内容で理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず情報につきましては、一括管理ではなくて分割管理ということですので、よろしくをお願いをしたいと思います。今回の別表第1につきましては、それぞれ町で使う、独自で利用する特定個人情報につきまして規定をさせていただいております。別表第2では町内連携ということで個人番号の利用の範囲を定めさせていただいております。別表第3は町内の他の機関との連携を規定をさせていただいているわけですけれども、その中で別表第2と別表第3につきましては表にありますように、特定個人情報であります地方税関係とか住民票関係情報とか、そういうものを例えば別表第2の1でありますと、私立幼稚園の関係でそれを見に行くという形について、別表にあるこの業務については町内連携ができますよという形で規定をさせていただいている表でございますので、をお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今説明していただきましたように、個人番号というのは、個人番号によって個人の情報が税から社会保障、そのように全てこの一括、一元管理のもとで把握ができる。こういうものであるということが、この別表の第2、第3によってわかってくるわけでありまして。ですから、そうしたものが今回のこの社会保障と税の一体改革によって全てを一括管理をする目的によって、これが番号づけをされたものであるということに理解してもいいということによろしいでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） この別表第2で先ほど言いましたように、一括管理をするということではないのであります。1つの例でありますけれども、一番上にありますけれども私立幼稚園の補助金の交付申請にあつては、番号法、個人番号を使って、そこにある地方税、関係の情報のところについて、そこと関連をつけてその情報を得るというためのこの表記であります。その中でそういうことができるのは、この別表第2であります。1から6までのこの業務しかこの番号を利用できないと、この条例上でありますけれども利用できないという形での規定でありますので、一括管理ということではないことだけはお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） わかりました。それで、この個人情報が番号のもとに例えば10番、12桁でありますのでその12桁の番号の中に社会保障あるいは税、そしてほかのその他、収入でも何でもそうですけれども、今進められております給与、こういうのも全部情報として1つの番号の中に集約がされて、情報が蓄積をされてくる。今回のこの条例の制定では、これが個人番号とひもつけをした特定個人情報ですね、それが効率よく把握できるためのものであるよと。こういうふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 効率的というか、限られた業務しかそれはできないということになります。それは確かに限られた、ここに決められた業務については関連づけができますので、それは効率化ができると思いますけれども、それ以外のものは特定個人情報と結びつけができませんので、どのようなものでも全て番号があればわかるというものではございませんので、それだけはお願いをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第53議案の質疑を打ち切ります。

次に、第54号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正でありますけれども、これは年金の一元化によって改正をする内容であります。そこで、この一元化によって受ける影響、これは先ほども午前中の中でもお聞きをいたしました、改めてお聞きをしたいというふうに思います。この一元化によって受ける影響と、それから公務災害補償内容、これが不利益になるか、この点についてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今委員の言われる一元化によって受ける影響でございますが、今回の改正部分は他の法律による給付との調整部分であります。共済年金が厚生年金に一元化されても、公務災害補償年金の減額理由である年金が整理されたものであります。本条例には影響はございません。また、共済年金を現在支給されている者にあつては引き続き共済組合から支給されると、共済年金を受給できるように附則のところに経過措置を設けております。また、この内容による不利益でございますが、災害補償条例の補償年金の支給に関するものであり、他の法律による給付との調整の部分でありますので、本条例の割合が変わるものではないため不利益になることはございません。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 公務災害補償条例でいいますと、遺族共済年金が遺族厚生年金に一元化をされるということで、例えばこれが父母には支給がされないというようなことも、さっき午前中の中で不利益の状況の中で言われましたけれども、こうした公務災害補償条例の中でこの不利益という扱いはないということによろしいでしょうかということでもあります。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今のこの遺族補償年金の例題でございますが、こちらの条例のほうの経過措置として附則の2に当分の間というこの文言を入れてあります。この文言にあつては、今現在の共済年金、これを当分の間は使えるという意味でございますが、この一元化によって厚生年金にかわってもすぐには公務災害補償の共済年金が厚生年金になるというものではございませんので、今回のこの条例の文言を一元化という部分だけを統一させてもらいまして引用しました。それを改正した内容でございますのでお願いします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 当分の間とおっしゃいましたけれども、今回の経過措置の中では平成30年というような年限があるようですけれども、この点については、この当分の間というのはどれぐらいの間か、その点について答弁がいただきたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今、平成30年と言われたんですけれども、この当分の間というものにあつては期限が決まっておられません。よつて、この規則が改正または廃止されるまでは使えるという意味でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時02分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

次に、第55号議案の質疑を許します。

10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 今回の条例改正においては、個人番号の通知カードの再交付手数料が500円新設、それから住民基本カードの交付手数料を500円にかえて、個人番号カードの再交付手数料が800円とこういうふうに改正にという案でございますが、これの金額設定の考え方、それから決めた経緯について説明をお願いしたいと思います。それから、もう一つは、個人番号を通知しても番号を忘れてたり失ったりする、そういう場合にいろいろ家族から照会がある場合もあるでしょうし、第三者からの照会がある場合もあるでしょう。そのときの代理人による番号をあの人は何番ですかという照会をするときに、こういう手続やああいう手続をせよということを窓口で言われても二重手間になりますので、今ある程度案があればこういうふうな手続にするよと、それから決まった場合にはこういうふうにして周知するよというようなことがございましたら説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 今回の手数料徴収条例の改正の再交付手数料の金額の設定の基準と申しますか根拠の関係でございます。今回の通知カード500円、そして個人番号カード800円、これを再交付の場合にそれぞれ徴収するという中身でございますけれども、それぞれのカードにつきましてこのカードの原紙、またはICカードの購入原価等を考慮の上設定されました。総務省がそれを示しております基準額の再交付手数料相当経費というものを総務省のほうで示されております。その手数料の総務省が示す基準に基づいて設定をしたところでございます。なお、個人番号カードにつきましては、本条例に定める手数料のほかには地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと呼んでおりますけれども、そちらが標準で搭載する電子証明の再交付手数料、これを200円というふうに定めております。その分は実費となりますので、実際に窓口で納めていただく手数料の額は1,000円という形になります。ちょっと参考に現在の住民基本台帳カードにつきましては、初回交付手数料は500円、そしてさらに電子申請登録手数料500円、計1,000円を必要としておりますけれども、今回の個人番号カードの初回交付手数料につきましては、先ほど申しましたいわゆるJ-LISが一括して作成をいたします。必要な方がそちらに請求をして、J-LISのほうで作成をし市町村のほうに送られてきて、そこで市町村が番号が送られてきましたのでとりに来てくださいと、そのときに暗証番号等を記入して交付するという形になっている関係から、初回手数料は無料という形になります。一旦、市町村のほうでJ-LISのほうに必要な経費を支払いをし、そのうち国から全額補填されるという仕組みになっておりますので補足しておきます。

それから、代理人による番号照会の手続はどのようにという御質問でございますけれども、いよいよ28年の1月から個人番号カードの交付、または実際の運用が開始をされるわけでありましてけれども、個人番号はたとえ本人がなくなるとか、番号がわからなくなったとかそういう電話や口頭での番号照会には応じられないという形をとっております。そういう意味から、たとえこれから例えば年金や介護や国保などのそういう社会

保障の関係でいろいろな手続をする際に、これは個人番号というのが必要になりますけれども、そうした際には本人申請はもちろん代理申請の場合においても必ず通知カード、そういうものを、だから番号カードを必ず持参していただけるような広報、ホームページ、そしていろいろなこれから各担当部署から各種の案内を出す際にはそうした旨を必ず記載するなど周知徹底に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） マイナンバーの利便性というのを今強調されるわけですが、すべからくいい面ばかりではない。光があれば、光が強ければ強いほど影が濃くなる、こういう比例した内容がある。そうした中で今いろいろなところで問題になり、政府のほうも一定の考え方は示されておりますけれども、つまり現在住んでいるところと住民登録、いわゆる住基で登録してあるところとは違う人は結構いるんですよ。何でかということを一々詮索しなくてもいいわけなのでね、それぞれ皆さんに事情があって、現住所と登録地が違う。そうした人に対しては、このカードについてはどういう扱いをするのか。そこで根掘り葉掘り聞いて、聞いた内容が、情報がたらたらたらたら漏らされて大変な目にあったというのは新聞でもしょっちゅう出てくるわけですよ。そうした点で、具体的に幸田町で100人を超えるというふうに聞いておりますけれども、いわゆる住民登録してある住所地と現在住んでいるところの違い、そういう人たちにどういう形で、そういう人たちの事情をきちんと酌みながらカードを交付するのかということですよ。これは通知で郵送で来たときに、その郵送の内容が非常にいろいろな問題が出てくるだろうということが想定されてきている。ただ、それは具体的にやってみないとわからないという面もある。そういう危険性がある中で現実の問題として提起されている問題については、どういふふうに対処されるのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） いわゆる今議員から住所地と登録地の違う人の対応についてという御質問であろうかというふうに思います。今回の通知カードにつきましては、10月5日以降に法律が施行されます。それ以降、国のほうで実際のカードの印刷に入り、そして順次郵送が始まるというふうなことを聞いております。このカードにつきましては、先ほど地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISというところから今回は世帯単位に転送不要の簡易書留で郵送されるというふうになっております。今回のこのカードは簡易書留ということですので、世帯のうち誰かがいただければ受け取りはできるかと思っておりますけれども、いろいろな御事情もあろうかというふうに思いますし、特に通知カードの受領に関しては先ほど言ったように、実際の住所地と違う人のところに身柄がある、例えばDVを受けて避難してみえる方、例えば老人ホームやいろいろな施設に実際に住所は幸田町に置いてあるんですけど違うところに入所してみえる方、いろいろなケースがあろうかというふうに思います。そうしたやむを得ない理由の方につきましては、事前の届け出によりまして、今実際に住んでいるところで受

け取るための取り扱い、これを居所情報登録という制度が設けられております。この制度につきましては9月1日号の広報の中でも番号制度のお知らせの中で、一部ではありますがけれども、そうした周知もさせていただいているところでありまして、既に届け出もいただいているという事例もありますし、各課のほうから実際に各課でいろいろな情報を持っております。例えば福祉の関係でいきますと、先ほどの施設入所の関係、税の関係でもいろいろ実際は住んでいるところと違うところに請求している、いろいろな関係がありますので、そうしたものを住民課のほうに情報提供をいただいた場合は、こちらのほうで確認がとれる限度がありますけれども、直接どういう扱いにしてほしいかということをご本人に確認しまして、実際に今住んでいる住所地に送ってほしいという方についてはそういう手続をする、それが先ほどの居所情報登録というシステムの中で対応できるという形になっております。または、今回こういうカードが送られるということをご説明する中で、本当に実際住んでいる住所地のほうに住民票を動かしていただいたケースとかいろいろなケースがあるわけでございます。または、入ってから役場のほうに取りにいきますと、そういういろいろな方もおみえになりますので、そういうことを先ほどの居所情報登録制度、こういう制度の周知をしながら当面は対応をしていくということをご考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう一つの対応の問題、一つはなぜそういうふうに住所地と登録地が違うのかという状況はみんな違うわけですよ。それは、やっぱり個々が違うんだから、個々で違うようなきちんとした対応でなぜそうしているのかということも十分しんしゃくしないといけない。しかし、あなた方は勝手に郵送するだけなのでね、一人一人そういう人たちに、あなた何でだなんてことを聞けばまた個人情報の問題もあって、これは聞きづらいということと。もう一つは、毎日転入、転出があるんですよ。そうしたときにちょうど境目で転入転出をしたときにはどういうふうにするのか。国民が全員この番号カードについては関心があって、なくては困るというそんな人はごくわずかですよ。国のほうが勝手に決めて、個人番号だ、いわゆる昔の総背番号という形で国民全てを国が一括管理するというシステムの中でそんなことは嫌だと、関心がないという人たちは転入転出の際に漏れていくことは十分あるわけなんだ。それを住所地に送ろうといったら、これは転送不能ですよ。この住所地からあっちへ行ったときに、郵便局のほうがあっちへ行ったよといって例えば郵便局のほうに新しい住所地を登録しても、これは転送になるんですよ。転送不用だよといったときに、その人のカードはどうなるのかと。いろいろな問題点を挙げれば大変なこと。ただ、そうしたときにあなたが、先ほどの答弁から大丈夫だろうなと思っているのは、情報系のネットワークと基幹系のネットワーク、これはきちんと遮断をしておりますということですよ。それを曖昧にしたのが年金機構なんだ。しかし、本当に大丈夫かどうかという点でいきますと、これは住民から出てきたのは特定個人情報保護評価指針、いわゆる評価書というふうに通称呼んでいるわけだ。この評価書についても基本的には3月中に全部その評価書は委員会の中で、これは国のほうですよ、国のほうの保護委員会の中でパスしたものでしかあかんよ、それ以後は認めないよということですが、幸田の場合は、これは特定個人情報保護委員会

というところが出した評価書でありますから、4月20日付になっております。これは発行した日にちだと。しかし、この評価に当たって自治体に求められた期日をきちんと幸田町が守ったのか。全国1,700余りの自治体の中で約半数が守ってない。なぜ守らなかったのは国がちょろちょろちょろちょろしょっちゅう変えてくる。国がようやく決めたときには膨大なものを用意せよと。そんなものはできるわけがないではないかと、こういう自治体の実態を無視したやり方で国が番号法を強行するという中でいろいろなアクシデントが起きてる。その中の一つの問題として、評価書についてはどのような形の中で進めてこられたのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、転入転出の扱いでございます。法の施行日が10月5日ということで、その直近の日である日を境に、今の住民情報、幸田町に住んでいる方の情報につきましてはJ-LISのほうに情報提供をします。そこでリストがつけられまして、カードが送付されるという仕組みになっております。確かにいろいろな実際にタイムラグがあります。転入転出の場合は14日以内とかいろいろタイムラグがありますので、そうした場合はあくまでももとの住所地のほうにカードが送られる、または新しい住所のほうに送られると、いろいろなケースがあろうかというふうに思います。その辺につきましては、自治体間の情報のやりとりというのがまた必要になってくるのかなというふうに思っております。

それと、先ほど議員のほうから特定個人情報保護評価の関係でございます。確かに幸田町の場合もこの特定個人情報保護評価書が非常にたくさんの課から情報を集めまして、それを評価書としてまとめて、最終的に県のほうに提出したのが27年の3月30日というふうに今手元に資料があるわけでありまして。この評価書、今議員のほうからお話があったとおり、なかなか国のほうの指針が定まらない中で各自治体がそれぞれ苦労してこの評価書を作成してきたという経緯があります。最終的には、この評価書は6カ月間のシステム改修から6カ月以内に作成すればいいよというのが国のほうの指針の中でも示されている中で、本町は若干おくれましたけれども27年の3月30日に作成し、国のほうに提出という流れの中でなっております。いろいろなそういう点では多少不備と申しますか、国のほうのいろいろな個人番号の関係につきましては非常にバタバタの中でやってきたという中の措置でありますけれども、一応国が示す6カ月以内というところはクリアはしているということだけ申し上げておきます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 評価書を3月末までに提出をなさいと、それ以後提出したものについては違反だと、こういう指針ですよ。ですから、今あなたが言われたように、各自治体が本当に眼の色変えて、さあっとやって評価書を提出して、何とかクリアしたという、それをどうチェックするのか。手違い、間違い、勘違いは世の常と、こういう形できたときに、それをチェックする機関がないんだよな。第三者機関がない。そういう中で、要は期日までに提出すれば、その内容がどうであるか、こうであるかという第三者のチェック機関がない。したがって、3月末までにこの関係の評価書の関係を提出したのは全国で1,741自治体のうち914件だ。これがヒットという形になるわけ

で、ヒットしたということで、いやいや、評価書を提出したよと。いわゆる期日までに出したから内容がどうのこうのなどという点でいくと、チェックされていないということからいくと、私はこの関係でいけば非常に問題があるなという形です。何が問題があるのかといたら、10月5日以降書留で送られてくる、送られてくるときに既に番号がついているわけだ。番号がついた内容で個人の関係がどうきちんとされているのかというのはわからへんわけだ。当面、基本4情報という形の中でやられていくと。そして、カードだけならまだしも、いいとは言いません。ただ、その中で広報の9月号で個人番号の関係を個人カードと番号カードという形の中で、いわゆる個人カードというのは何もない、顔写真もICチップも入っていないよと。しかし、番号カードはそれに顔写真をつけてチップをつけるという形の中で広報が何を言っているのか。本人確認のときは別添顔写真が入った証明書などが必要になりますよと。義務づけの意味で言ってるわけだな。この番号を使うとそういうふうになるけれども、個人を特定し証明するにはこの番号カードでなければいかんか。いかんか。金融機関にしてもどこにしたにしても、免許証や保険証で本人確認ができるんですよ。本人確認ができるものをあえて番号カードという形で顔写真とICチップを入れる、なぜそれが危険だということが言われているのかというのは、当面は4情報だと。しかし、これからは家族やらあるいは預貯金やら、あるいはどこの金融機関を使っているのか、どういう取引をしたのか、この人間はどこにつながっているかという形で、専門用語では揺籠、串刺しする。横でたつと串刺しできるような番号カードになっていく。そうしたときにこれをもし紛失をしたときにはどうなるのか。そこに登録されている、記載されている内容が全て丸裸にされる。丸裸にされたことによって被害は誰が受けるのかといたら、あなた方はこれは希望者ですよ。あなたの申請があったから顔写真付のICチップ入りのカードを出したんですよ。申請したあなたの責任であって、紛失をしたのもあなたの責任だ。そのことによって情報が全部漏れてあなたが丸裸にされても、それは個人の責任ですよという形になってくるんですよ。そうしたときに広報が利点ばかり言ってるわけだ。そうした点でこの利便性を5ページにわたって書いてあります。こうした点でメリットを強調するだけ。この9月の広報の4ページでも行政の効率化だとか、あるいは公平公正な社会の実現のために、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができますよと、このカードナンバーで。ここまでいっただいかなものかと。私は、あなた方は行政の立場だから効率化を掲げて言うのも結構だと。しかし、先ほど言ったように光と影は不離一体の関係であったときに、この番号カードのチップが入ったやつはどういう危険性があるのかと。丸裸にされて、あなただけではなくて、あなたに関連する人たちは全部横串で裸にされますよと。私はそういうのはきちんとやるべきだと。ましてやこの5ページ、マイナンバー制度は安心安全の仕組みですよとってね、ここまで言っちゃうとね。十分注意するということも含めて、やっぱり喚起をしていかないといけないよと。100%全部に利点がある、安全性であるなんてことはないわけなんだ。そうした点で、次の号でこうした点で懸念をされる問題についてはきちんと私は住民に知らせるべきだと思う。次の号が届くころには、それぞれ簡易書留で送られてくる。送られてくれば住民も一定の関心を持つ。そうしたときに広報が、そうした点で警鐘を乱打しろといたら

いかななものかというふうなことになるけれども、だれでも警鐘は警鐘としてきちんと注意すべき内容を、あなた裸にされますよと、扱いによってはということで、ICチップ入りの番号カードに誘導するようなことはやめてもらいたい。ましてや今は公明党がかりかりしてるわな、自民党が10%をやって、公明党は一生懸命軽減税率だと、こんな軽減税率はしないと、食品については全部カットしますよ、したがって、それをやる時にはICチップ入りのカードを使わないといけないんですよ。減税されてほしかったらカードを使えよという形の中で、消費税導入をやっていく。公明党は、いや、そんなこと言ってたのと全然違うではないか、次の参議院選挙戦えへんわと、こんな新聞に載っている話をたったといってるわけ。ただ、そうしたときに、あれもこれもといってICチップ入りの番号カードを安易に推奨していくことについては、その危険性は危険性として住民にきちんと訴えていく、お知らせするのもこれは広報の役割だと思う。いかがですか。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、特定個人情報保護評価書の関係でございます。私もあるマスコミの報道で、市町村が各自一生懸命つくった評価書がなかなか審査されていないという実態の記事を見たわけでありまして。非常に残念だなということを、まず最初に申し上げておきたいということを思います。

それから、個人番号カード、先ほど議員のほうから番号カードは紙入りの番号カード、個人番号カードに顔写真付の12桁の個人番号とICチップが掲載されたものが個人番号カードということになりますけれども、この個人番号カードにつきましては今の住基カードと同じように、あくまでも希望者の方が申請に基づいて交付するというものであります。このICチップの中には公的個人認証とか住基ネットで現在使っている住民票コード、そしていわゆるE-TAXなんかに必要な電子証明、そういう現在のところは最小必要限度の情報しか盛り込まれないということになっております。前の議案でもありましたけれども、税や年金などのプライバシーの高い情報につきましては、このICチップの中にはそういう特定個人情報は記録されないということになっております。また、暗証番号につきましては、一定回数以上間違えて使うとカードがロックされる仕組み、そしてICチップ内の情報を不正に読み出そうとした場合には自動的に内容が消去される、これはいわゆる耐タンパー性というふうにいっているそうですけれども、こういう性格のものも有しているということで、現在のところはこういう情報に限っているということでございます。また、地方公共団体情報システム、いわゆるJ-LISが24時間365日体制のコールセンターを設置し、万が一紛失等した場合の連絡に対して、即事態を一時停止対応などできるようなコールセンターも設置するというようになっております。あくまでも私どもとしましては、個人番号カードの取得作成は必要な方が本人の申請に基づいて作成するというようになっております。この番号制度そのものやっぱり知らなかったということのないような、そういう周知とか啓発については当然やっぴりしなければいけないかなというふうに思います。ちょっと広報の関係につきましては、企画部長のほうからお答えいたします。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 広報の関係でございます。マイナンバーにつきましては、27年4月1日号、また8月1日号、今回の9月1日号という形で広報等でお知らせをさせていただいております。当初、初期の段階におきましては、マイナンバーにつきましては余り皆さんが国民の方が御存じないということで、国のほうについても広報について力を入れているわけでありまして。今回、番号カードが通知されるときに、その中にその状況について当然チラシ等を配付させていただくわけでありましてけれども、あわせて今後マイナンバー制度について広報等で住民の皆さんにわかるような形で周知徹底のほうを図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、番号カードとそれから通知カードで、通知カードというのは写真が入ってないよと、番号カードというのは写真とICチップが入るよといったときに、この番号カードを一生懸命その利点を広報では取り上げておられる。それは、行政としては一面やむを得ないなど。しかし、その持つ危険性についてもきちんと住民に訴えるべきだと。あなたが言われるように、これは申請があつてからやるんだと。申請をするというのは住民がやる、住民が申請したからによって交付を受けた番号カードを紛失しても、そんなものは知らないよと、自己責任だと。これで行政がいいのか。一生懸命に笛や太鼓で番号カードは便利がありますよとわあわあわあ言っておいて、いざ紛失したらそんなものはおまえの責任じゃないかと、申請するのが悪い、紛失するのが悪いと。行政は我知らずと。そのことによって住民が耐えがたい被害を受ける。個人情報を含めて自分だけではなくて将来的には関係する人たちを全部横串でぐぐつとやれば、できるようになってきているわけだ。丸裸にされる。そうしたときに、あなた方がこれは申請主義ですから、申請した人間の責任ですよというだけで事が済んでいくのか。そうではなくて、そういうものを踏まえながら、この取り扱いと問題点はここにありますよというのが親切なやり方ではないですか。そういう広報を私は編集し、住民に届けるべきだということを提起しているわけだ。そこら辺はいかがですか。

○議長（浅井武光君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、国におきましてもそれぞれマイナンバーのホームページ等も開設しておりますし、全国共通のナビダイヤル等も開設をしております。そういうところで町民の皆さんが聞くことももちろんできるわけでありましてけれども、先ほど言いましたように、今後もそういう形でマイナンバー制度について広報等をしていくということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 住基カードが導入をされたときに、住民に11桁の番号を振り当てられ、その通知が参りました。そのときは11桁ということで各家庭にそれぞれ保管をしながら、必要な方についてはカードを作成されたということでありますが、今回はマイナンバーに変わることによって手続にも今度は12桁の番号が必要になってくるということからすれば、今までの住基カードと全く違うわけでありまして。今までは11桁

が割り振られた。この11桁の番号はどうなるのか。

それと、住基カードをこれまで発行した枚数、それから年間の維持管理等にかかわってどれぐらいの金額がこの住基カード導入に当たって使われたのか。それが今度はこのマイナンバーによって住基カードも無効になってくるわけでありましたが、その点についてシステムそのものが問われてくるのではないかと思うわけでありまして。その点についてお聞きしたいと思います。

次に、この通知カード、それからマイナンバーカードの再交付手数料の額の設定についてであります。これは大嶽議員の質問でもございましたけれども、再度詳しくもう一回説明がいただきたい。

○住民こども部長（山本茂樹君） マイナンバーに変わる住基カードの番号の取り扱いということになろうかというふうに思います。この住基カードの番号につきましては、そのまま生かされるということになります。今回のマイナンバーの関係の用途につきましても、今まで使っていました住民コードから生成された住基ネットをベースとして構築をされるためでありまして、今後も住民基本台帳ネットワークシステムを通じてこの制度を使っていくということになりますので、マイナンバーが導入されることによりまして住基カードの番号がなくなるというものではありませんし、また今まで投資してきた経費につきましては、先ほどの住民基本台帳ネットワークシステム、それにつきましては従来どおり継続して使っていきますので、その経費については必要な経費はそのまま継続するという形になります。過去からのデータは持っておりませんが、今住民基本台帳ネットワークシステムの年間の維持管理費については、機器の借上料179万8,000円とシステムの保守サポート業務の関係で385万3,000円、合計565万1,000円が年間必要な経費となっております。この経費については次年度以降も継続するという形になりますけれども、不要となるのは住民カードを印刷するときのいわゆるその原紙となりますととも白色のカード、こちらのほうの経費が1枚当たり1,890円かかっております。それについては、今後、この経費については不要になるということでありまして、よろしく願いいたします。

それから、通知カードとマイナンバーカードの再交付手数料の額の設定の関係でございますけれども、先ほど少し申し上げましたけれども、今回の再交付手数料は通知カード500円、個人番号カードは800円ということでそれぞれ設定をさせていただくものでありますけれども、それぞれの原紙、ICカードの購入原価等を考慮して、こちらのほうは総務省が示した基準額というのを作成しておりますので、その基準額に基づいて設定をさせていただいております。多分どこの市町も一緒の金額だというふうに認識をしているところであります。それと、個人番号カードについては先ほども申し上げたけれども、条例に定める手数料のほか、いわゆる地方公共団体情報システム機構が標準で搭載する電子証明の再交付手数料、これが200円というふうに今回は設定をされております。その合計の1,000円を窓口では再交付の場合は交付をさせていただくということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、例えば住基カードの11桁の番号はそのまま住民

基本台帳のほうで番号が割り振られて、そのまま継続だよということですよ。住基カードは必要ないということですよ。それで、全て無効になってしまうということですよ。さらに、今度は住民に12桁の番号がまた割り振られて、今度はこれを紛失した場合、今までは手続には関係なかったわけですから11桁は。12桁になると、これが廃止されない限り一生この番号を背負って、そして手続は必要になるというようなものでありますので、そういう点からすれば非常に国民には重い番号が課せられるという内容になるというふうに思うわけでありまして。そうした住民への周知、例えば介護保険を使う場合はひも付特定個人情報というものと個人番号が必要になってくると、こういうふうな流れにもなりますので、そうした点で今回のマイナンバーについては非常にまだこの制度が発足しないうちからさらに情報蓄積もされようとしているわけでありまして、大変なものではないかということでありまして。そこで、この住基カードが年間565万円ということでありまして、今回はこれが手続に必要なようになってくるということからすると、非常に住民にも負担がかかってくるわけでありまして、そういう点での住民への周知という点ではどういうふうに、先ほどは広報で3回にわたって周知をされたということでありまして、まだまだこうした点で住民への周知というのは徹底していないということもあります。そのような住民が不利益にならないような、そうした保護も必要かというふうに思いますが、その点についてはいかがかということでありまして。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 済みません、ちょっと私の言葉足らずで申しわけありませんでした。今までの住基カード、こちらにつきましては、個人番号カードの発行にかわるものというふうになりますので、一応本年12月末をもって新規発行、または更新の手続を終了するという形になります。1月以降は個人番号カードの発行に切りかわっていくという形になります。この発行済みの住基カードについては、カードの有効期間、こちらについても交付から最長10年、それから電子証明については3年まで使っただけというふうになります。先ほど経費の関係で年間565万円ほど必要だというのは、今回の番号制度の関係についても、住民基本台帳ネットワークシステムそのものを使いながら番号カードの運用をしていくという形になりますので、この住基の基本ネットワークシステムは継続しますので、その経費が565万円必要ですよということになります。それで、住基カードの場合は電子証明だと1,000円、証明のない人は500円を窓口で負担をしていただいていたけれども、今回につきましては個人番号カードについては地方公共団体情報機構、いわゆるJ-LISのほうで全て作成しますので、カードの初めての作成費用については無料という形になります。そこで、紛失した、何らかの理由で再発行が必要な方について今条例で番号カードについては500円、個人番号カードについては800円という決めにさせていただくものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第55号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第56号議案の質疑を行います。

9番、酒向弘康君の質疑を許します。

9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 今回のこの広場の廃止は、地主さんへの借地返還のためだということでありましたが、その経緯と今後の日程的な計画をお伺いいたします。また、事前要求資料にもあるようですけれども、改めて町内の住民広場、ちびっ子広場などの借地の割合などの現状についてお聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、里住民広場の廃止に至る返還の経緯と、今後の日程的な問題でございます。一番最初は25年末に里住民広場の用地返還について地権者の方からお話があったということでもあります。この地権者の方につきましては、蒲郡市内で土木建築業を営まれている方でありまして、そのときは自己所有地を資材置き場として使いたいということでありましたけれども、広場入り口の進入路の確保、これは別の地主さんがみえるわけですけれども、そのためにちょっと用地がなかなかまとまらないということで、そのときは合意に至らなかったということでもあります。その後、ことしの4月末に改めまして地権者の方からお話がありました。現在、蒲郡の市内で資材置き場に使っている用地につきまして、その息子さんが整形外科医院を開院したいということで、その関係でほかに資材置き場として利用する土地がなくなったから返還してほしいということのお話でございました。私たちとしましては、当初は年度内は何とか継続利用できるようにお話をできておりましたけれども、8月にその現在使っている資材置き場の土地の医院開院のための地鎮祭を行うということで、8月末まで当初置かせてほしいと、こういう要求であったんですけれども、今の住民広場は幸田町の議会条例に設置条例がありまして、条例の改正が必要になりますというお話等々をして、早くて9月議会、そして10月初旬の返還ということで最終的に了解をいただいて、本条例の改正に至っているところでございます。この間お話がありましてから、5月から7月にかけて地元の里区、そしてここの住民広場を唯一利用している団体は里朝日子ども会のソフトボールチームということで、そちらの子ども会さんにも廃止に向けて協議を行ってきたという経緯でございます。

それと、現在の住民広場の中で借地の割合ということでもありますけれども、12の住民広場のうち10の広場が借地をしております。全体面積6万953平方メートルのうち4万1,848平方メートル、約68.7%が借地という状況でございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） わかりました。今回のように、町内の借地が68.7%ということではありますが、返還を求められているような現状があるのかどうか。また管理については、地元区に草刈りだとか清掃等をお願いしているということでもありますけれども、管理面や老朽化で存続が困難なようなところがあればお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 町内の住民広場で現在借地を求められている現状ということでございます。正直言って、1カ所の住民広場、こちらは地権者が5人の方のところでもありますけれども、そのうちの1人の方から現在の契約、これが31年度末をもって期間満了となるわけでございますけれども、そちらの1カ所の広場について1人の方

からは返還というようなことを求められております。町としては買収をする意向も伝えながら交渉に当たっておりますけれども、単価の折り合い等々いろいろ合わないということではなかなか苦労しているのが現状でございます。管理面や老朽化によりまして存続困難な状況にあるというところの広場は現在ないというふうに認識をしております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 先ほど部長からもありましたけれども、住民広場、ここの里なんですけれども、毎週土日になると朝から子ども会がソフトボールの練習が非常に盛んにずっと行われておりました。今回廃止ということですので、単純に里区から広場が1つなくなるということでもあります。また、ソフトボールの練習もどこかでやらなければならなくなるということだというふうに思います。今後、里住民広場の代替となる広場を設置する考えはあるのかどうか。また、町内でこういった広場がどのように活用を現在されているのか。活用が盛んな事例、そうでなくほとんど活用されていない事例等あれば御紹介をいただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 里住民広場の代替設置をという考えであります。その前に今の状況だけお話をさせていただきます。

先ほどちょっと申し上げましたとおり、里住民広場を利用している唯一の団体、里朝日子ども会ソフトボールチームということで、こちらにつきましては里の子ども会と海谷の子ども会の合同チームということで、海谷の方たちが里に来て一緒に練習をしているというのが現状であります。今回の廃止に当たりましては、そういう経過があることから海谷にも住民広場があるので、そちらのほうに今度は行って、今では今度は反対の形で里の子が海谷に出向くというような形になろうかと思っておりますけれども、そういう形でお願したいというお話をさせていただきました。また、一部の意見としましては、深溝小学校の運動場の利用も検討してほしいということでいろいろ調整を図ってございましたけれども、本当に9月11日でございますけれども里朝日子ども会の会長さんから、小学校は市場の子ども会さんが現に使っているということで、なかなか狭いということで、海谷なら専用利用ができるというようなお話から海谷住民広場を本拠地にしたいという御提案がありました。こんな経過から、現在新たに里に住民広場を設置するという考えは持ってございません。

それから、ほかの広場の利用状況という点でございます。町内にはたくさん、先ほど言った12カ所あるわけでありましてけれども、高力、六栗、横落、鷺田、芦谷、この住民広場につきましては、子ども会のソフトボールの活動も活発に行われております。また、高齢者のグラウンドゴルフ、ゲートボールの利用頻度が高く、例えば芦谷では少年サッカー、鷺田では私もことし初めて知りましたが盆踊り大会で利用するなど、本当に多面的に利用されているかなというふうに思います。ほかの広場についても、今申し上げた広場ほど頻繁には使われていませんけれども、区のスポーツ大会、または諸行事等で何らかの活用がされていることを確認をしております。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） それと、この広場というのは里区に避難場所にもなっております。

場所的には近くに民家が少ないということ、あるいは一宮谷砂防ダムですね、ここを通らなければならないといったように、少し避難しにくいようにも思っていたわけなんですけれども、避難場所が1カ所なくなるという点についてはどのように考えておられるのかお聞かせください。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 避難場所に現在は指定はされております。避難場所がなくなるという点での考えということでございますけれども、里区内には避難場所と避難所が両方兼務されて設置している避難場所というのが13カ所あります。そのうち避難場所が6カ所というふうに認識をしていることでありますけど、地域的にも一番近い組といたしますか、地元としては誉師組というふうに聞いているわけであります。周辺には老人福祉センター、そしてこれは屋根付ゲートボール場もあります。そして、里保育園の園庭なども避難所として指定されておりますので、こうした避難場所の収容能力という点では確かに減少するかというふうに思いますけれども、位置的にも大きな支障はないというふうな認識をしているところであります。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） これは、避難場所も新たにつくらないという考えというふうに聞き取ることができました。それについてもどうか再度お願いしたいと思います。

それと、町内にある全体の広場の管理面、あるいは今後のあり方についてお伺いをしてまいります。

3年前の事業仕分けで、この住民広場等設置整備事業が取り上げられました。その際の中で町の対応方針は、1つ目は必要性について調査を行い、必要性の低いところは随時関係区に廃止または災害避難所への変更を含めた協議を行う。2つ目については、維持、継続する施設の遊具等については町が保守点検し、修繕するものとし、危険なものまたは老朽化が著しい遊具については撤去または更新を地元区と協議するなどを挙げられております。この対応方針についての現状の進捗はどのようになっているのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） 避難場所の関係でございます。今回の里住民広場を廃止することによる避難場所の指定の関係につきましては、防災安全課のほうでも協議をしておりますので、現状今の数で十分位置的にもいけるのではないかとことを確認しておりますので、新たに設けるという考えは現在のところは持っておりません。

それから、現状の住民広場の使われ方の管理、そして今後のあり方で事業仕分けのことで、必要性の低いところの廃止、継続遊具の点検、こうした実績の関係でございます。確かに町内の住民広場で利活用が低い広場につきましては、借地の契約更新時期を機に平成25年から26年の2カ年にわたりまして、廃止、縮小または借地料の引き下げ、こうした交渉、交渉と申しますか地元と協議をしてきましたけれども、現状は不調に終わっているというのが現状でございます。こうした中、広場が存続する限りは一つ有効的な利用、利活用を高めていただきまして利用していただきたいということと、特に借地の関係につきましては、今年度につきましても本当に若干ではありますけど更新時に

引き下げ交渉を行いまして見直しをさせている広場もございますので、そういう形で引き続き粘り強く働きかけていきたいというふうに思っています。

あと、ちびっ子広場の廃止の関係については、25年度に長嶺のちびっ子広場で1つ廃止、これは地元からの要望がありまして廃止ということと、町内唯一の有償借地でありました、これは横落のちびっ子広場でございますけれども、こちらにつきましても地元区と協議をした上で26年に廃止して、現状復旧ということで現在地権者の方にお返しをしているのが現状です。

また、住民広場そしてちびっ子広場の遊具の点検の関係につきましては、専門業者によります点検を25年度から、今まで年2回だったものを年3回到回数に回数をふやしながら安全管理に努めているところでございます。また、老朽化した遊具につきましては、それぞれ25年度に1カ所撤去し、また26年度には新たな遊具も設置をしながら対応しているというのが現状でございます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） わかりました。最後に、以前私は一般質問でブランコやシーソー等々のそういう揺動したり回転したりする動く遊具というのは老朽化すると事故の原因になるということで、ほかの市町でもいろいろな事故が発生したということで一般質問で取り上げてしたわけなんですけれども、そんな中で住民の幅広い年代層が利用できるユニバーサル健康遊具ということで、背伸ばしベンチだとか腹筋ベンチだとかいろいろなそういうものがあるわけなんです、その設置の加速を訴えてまいりました。この住民広場などにもこのユニバーサル健康遊具の設置を考えていく考えについてお伺いをいたします。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） いわゆるユニバーサル健康遊具を住民広場なりに設置する考えについてということでございます。基本的な考えのみでありますけれども、住民広場そのものには基本的には遊具を置かないというのが基本姿勢であります。いわゆる多目的広場という利用の観点から現状遊具を置いているところはございませんので、当面はそういう遊具を設置しないという方向で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の里の住民広場の廃止については、先ほどの質問からよくわかりました。しかしながら、この廃止というものが地主の返還要求によるというものによって、今まで整備あるいは利用してきた住民側にとっていえば非常に残念なことであ

ります。そうした点から、今後こうした住民が利用あるいは定着をして使っているものについては継続して利用ができる、その保障が必要ではないかというふうを考えるわけですが、その点について先ほどは12広場のうち10広場が借地料を支払っている現状があるというふうに答弁がありました。そうした点で、横落でも経験をしたわけでありませけれども、やはり住民広場やあるいはちびっ子広場、住民が歩いていけるところにやはり欲しいわけでありまして、そうした点で今回代替施設ということで海谷の住民広場に利用形態が変わったというものの、実際に子どもたちからすれば非常に遠く離れたところに、しかも少し民家から離れているところに通っていかなければならないということから考えれば安全性の問題、そうした点もきちんとクリアできるようにしていただきたいというふうに思いますし、また地元住民のほうから新たな設置要望はなかったかと、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 住民こども部長。

○住民こども部長（山本茂樹君） まず、12広場のうち借地は10広場ということでございますので、お願いいたします。それから、本来なら住民広場はその地域の身近なところということとは当然のことだというふうには認識をしておりますけれども、今回の先ほど廃止の経過につきましては酒向議員の答弁の中で詳細に説明させていただきました。そして、地元の里区、そして里朝日子ども会、そちらの協議につきましても当然やりながら、廃止に当たりまして地元の里区そして里朝日子ども会からは、里に新たな住民広場という要望はいただいている中でいろいろ代替案として最終的に海谷の住民広場を選択されたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第56号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第57号議案の質疑を行います。

10番、大嶽 弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 減免申請書の取り扱いについてもう少しお尋ねしたいと思うのですが、この個人番号の記載をせよと、こういうことでありますが、これは書いてない場合に無効としてはねるのかどうかという問題が1個。それから、減免申請書を賦課通知前に提出できるかと、こういうことで出しましたが、実はこの条例の施行期日が28年1月1日になっています。28年1月1日以降に出す減免申請書に全部書くのか、それとも28年分の国保の通知書から適用になるのか、それともいつでも減免申請はできるよと、こういうことでよろしいのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回、国民健康保険税条例の改正についての特に個人番号記載漏れの場合の書類の有効性についての御質問が第1点かと思います。今回は税条例の23条2項第1項の改正をさせていただいたところでございますが、こちらの第2項のほうで国民健康保険税の減免を受けるとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならないと記載をしております。その記載項目として、今回改正をお願いしました納税義務

者の住所、氏名及び個人番号、こういうふうになっております。したがって、条例をそのまま理解いたしますと、個人番号の記載のない申請書については受理できないというふうに御理解いただきたいと思っております。ただ、現実の運用としてこれからいろいろ発生してくるわけですので、この辺につきましては県下同じ取り扱いでございますので、担当課長会議の中で詳細については今後話し合われるという情報は入っております。今の条文面でいきますと受理できないと、このように御理解いただきたいと思っております。

それから、免除申請の時期ということでございます。これもこの23条第2項の中での免除になるわけですが、免除を受ける際に納期及び国民健康保険税の額を記載することになってございます。したがって、賦課決定ないしは賦課通知が御本人のところへ届いていない、またはこちらのほうで把握していない段階での申請というのは受付ができませんので、賦課決定、賦課通知がされた後での申請ということになりますので、そういうことでありますから決定された後いろいろな事情で減免を受けるとする場合については、それ以降随時ということになります。したがって、条例改正が8月1日施行ということでございます。この段階では27年度分の減免事項が1月1日以降に発生した場合については御記入いただくということになりますし、それ以降の28年度の賦課決定がされた場合はそれ以降ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この57号議案もマイナンバーによるものであります。通告するときに、57、58号議案も合わせてそうでありますけれども、マイナンバーによるということで通告をいたしました。そこでお聞きをするわけでありまして、この国民健康保険税の減免申請をするときに、例えばいろいろな人がいるわけでありまして、体に障害を持っている方、あるいはいろいろな障害を持っている方がいらっしゃるわけでありまして、例えば痴呆でもそうありますが、そういう方たちが例えば申請をしようとしたときに、代理人で申請をする場合だってあるわけです。そうしたときに個人番号が漏れてしまうという場合、この場合はどうなるのかということでありまして、ですから、全ての人が自分でやれるわけではないのでありますので、そうしたときの対応というのはどのようにするのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） ただいま申請の場合、御本人ができない場合の取り扱いの件であるかと思っております。まだ詳細については決定をしておりませんが、現在のところ考えられますのは、代理人の方が御本人からの受託を受けまして申請をするという形ができるかと思っておりますので、必ず御本人でなければいけないというふうには理解してございません。今後の詳細な手続については、今後決定されるかというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 本人の承諾を得て代理人が申請をするということでありまして、

しかしながら、例えば代理人が個人の番号を知ることによって代理人にもきちんとした情報を漏らしてはいけない守秘義務というのがあるというふうに思うわけでありますが、しかしながら、何らかの不都合があってこの番号が漏れてしまった場合は、これは情報の流出ということにならないかという問題であります、その点については個人番号を申請書に書く、その手間暇というのが例えば守秘義務が課せられている公務員が便宜を図ろうと、担当者が図ろうと、そういうことができるのかどうなのか。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 個人番号の取り扱いということになりますと、ちょっと私が答えていいのかわかりませんが、国民健康保険税の申請というところに限ってお答えできればと思うのですが、免除の申請につきましては個人番号を記載していただくことが、先ほど大嶽議員のほうにお答えしたとおり必須でございますので、必ず書いていただくこととなります。その際に基本的には個人カードなり通知書、これを提示をいただいて、そこに書いてたものを担当者が確認をして、御本人の個人番号かどうかを確認するということとなりますので、個人カードまたは通知書をお持ちいただくというのが原則となります。したがって、それを託す方については御本人が十分情報漏れのないような信頼される方に代理をお願いするしかないかというふうに思います。担当職員が代行して書けるかどうかという点でございますが、基本は御本人または代理人の方に書いていただくというのが原則でございますので、今のところ職員が何らかの形でそこに記載するという事は考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

これで、第57号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第58号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 同じく58号議案に関しましても、介護保険条例の一部改正で行政手続による個人番号の記載が義務づけられたことによるものでありますけれども、この2つの議案を合わせて言うならば、やはり今回の個人番号制度の導入によって個人情報集積、あるいはまたプライバシーが守られない問題が出てくる、こういう懸念があるということを指摘できるものではないかというふうに思います。その点を強調して終わります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） プライバシーの問題について、それから問い合わせ方については先ほどお答えしたとおりでございます。もちろんプライバシーが守れるような対策、これは具体的なところもこれから、例えば書類の管理も含めまして出てくるかと思ひますので、そういうことに従ひまして適正な処理を進めていきたいというふうに思ひております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第58号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第59号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 59号議案でございます。岡崎市及び幸田町における消防指令業務にかかわる事務を処理する内部組織の共同設置に関する規約というものでございますが、これは読ませていただいて、さすがに岡崎と幸田は人口が違うんだと、力が違うんだと、そういうようなことを規約を読んで感じました。共同設置に関するこの規約における幸田町の主体性はどこにあるんだろうということを見ております。この規約を読んで、いわゆる共同設置における共同通信課というものを4つのM、人事面、MANですね。それから予算、決算、監査面、MONEYです。または業務運用、管理面、MANAGEMENT。それから、施設設備、部品面のMATERIALという観点からとったときに、これは全て岡崎市のイニシアチブの中に入った幸田町というふうに私はなぜか読めてしまいます。どれを読んでもそうなのですが、まさに予算、決算、監査については5条、6条、7条、11条に書いてありますが、これは必ず岡崎市長がまずこの中心的役割を果たすこととなりますね。業務管理についてはこれは何とか両方で考えていることかな、8条はそう思うのですが。今度は施設設備に関して言えば、12条に当たるかと思いますが、そんなのを読んでいく中で随分岡崎でやることなんだと。幸田は岡崎に追従かというようなちょっと心配を持っての質問であります。この共同設置方式というのを幸田町と岡崎でやると、両方の職員が参加するわけですが、そのためにメリットの部分はあると思いますよね。ところが、岡崎市と幸田町の消防長の指揮下に置かれる、この役割と責任の所在の不明確さというのが出てくるなど。共同通信課の長というのは一体誰になるのか、任命権と幸田町消防長の指揮権は一体どうなるのかについてまずお願いをします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今回、この岡崎市及び幸田町における消防指令業務に係る事務を処理する内部組織の共同設置についてであります。こちらのほうの4M、人事面にあります。ましては地方自治法のほうに、両市町の長が定める職員の候補者から規約で定める地方公共団体の長が選任するというふうに記載されております。また、こちらの記載されている要綱を今回の規約のほうで入れるのに当たりまして、岡崎市とやはり幸田町で協議をした結果、代表団体ということで岡崎市のほうの市長さんを長と定め、共同通信課に選任された幸田町職員と岡崎市職員として取り扱いたしよというふうに協議をした結果であります。また、予算、決算、監査面においてもやはり地方自治法のほうに普通地方公共団体が共同設置するのに要する経費にあつては、関係普通地方公共団体はこれを負担し、規約で定める歳入歳出予算にこれを計上し、支出するものとするというふうになっております。こちらのほうもやはり協議をして、岡崎市のほうの予算に入れて、今回のこの機器等を購入してもらおうという話にしました。また、こちらのほうにあつても岡崎市だけが全て単独でやっていくということではなく、幸田町と詳細の部分にあつてはやはりまた話し合い、協議等をしながら、本当に必要性があるものかというものも

幸田町のほうも信念を持ってはっきりと物を言っていきたいと思っております。また、監査にあっても、やはりこの地方自治法のほうに毎年1回以上監査委員を定めて監査を下さいというのがあるうたっています。こちらのほうにあっても先ほどの予算計上等をする岡崎市のほうで監査をやっていただくというふうに考えております。

また、3点目の業務運営、管理面においては、幸田町管内の事案に関しては幸田町の消防長の指揮命令権がありますので、こちらのほうで指揮命令をするということを考えております。共同通信課に勤務する職員に対して幸田町のほうからの指揮命令が飛んでいくというふうに考えております。

また、4点目の施設設備、物品面にあっても、やはり幸田町が単独で整備するものにあっては幸田町、岡崎市が単独で使うものにあっては岡崎市、または岡崎・幸田の例えば指令台ですけれども、こちらのほうはやはり分散することができませんので共同で使うという面もござります。こちらのほうも物品面にあっては全てやはり購入は岡崎市のほうで一括購入をしていただきますので、財産的には岡崎のものになるのかなと思っておりますが、やはり幸田町のほうも負担金等を今後払っていきますので、その辺の物品面のことも今後協議していきたいと思っております。

また、議員の言われた次の役割、責任の所在が不明確ということになるかと思えます。または、共同通信課の長は誰になるのかという面ではありますが、この責任の所在にあっては内部組織の共同設置をするのに当たり、双方の消防長が指揮命令ができるという方式でありますので、そちらのほうに基づいて幸田町のほうは幸田町のやり方がやはり地域的にあるかと思えますので、その面も強く今後も言っていきたいと思っております。また、ただ幸田町のほうからも人員を派遣して、また岡崎市のほうからもこのセンターのほうに派遣をするという格好になるかと思えます。こちらのほうはやはり20人以上の職員になりますので、管理・統制等が必要になるかと思えます。これにあってはやはり課として管理職を置くべきだろうということで、人の多い岡崎のほうは今大体考えているのは18名、幸田町のほうは4名を考えておりますが、こちらの多いほうの管理をするものを長ということで課長を設けていきたいなど、このように思っております。ただ単にうちのほうも派遣するだけではなく、やはりそこのセンターの幸田町2番目ということで副センター長をお願いしていきたいなど今このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今、お聞きしますと、まさにこの規約のとおりですね。本当に岡崎が中心なんだと、そういう形でこの共同運営というのがいくんだということが読み取れてまいります。お金と人は出さない、口は出すなよというような部分になっていかへんかなということを私はとても心配をしているわけです。岡崎市消防本部の経営方針というのが、これはホームページを見ると出てくるのですが、ことしの版を見ますとこんなことが書いてありますよね。概略しましたのと言いますが、岡崎市の概要と目標、効果によれば、この共同設置の目的は現状の通信指令員の3名減により2,300万円の人件費削減効果がある。要するに共同設置をすれば、岡崎は今やっているよりも幸田町から人が入ってきますから今度3人分抜くことができると。それは年間の人件費でい

えば2,300万円だと、そういうことですよ。先ほど今出ましたように、18対4の割合で人員配置をするわけですから、当然岡崎市の人間が減るわけですね。それをよそへ回せられると、そういう効果がありますよと。それを岡崎市は期待していると。岡崎市は行政改革のためにという目的でこの共同設置を推進しているわけですよ。そこが幸田町の思い入れと、岡崎市のもう一つの違った目的との差異があるのではないかなと思うのですが、その点についてこれは勉強会でなされた話ですので、具体的にこの辺のことについてもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今、言われた勉強会の件でございます。平成25年に研究会を1回、これは各消防長または次長以上が入った会であります。作業部会が6回、これは担当または課長・署長等が入った内容の会議であります。26年度にあっても同じ回数で研究会1回、作業部会6回程度やっております。こちらのほうの内容といたしましては、やはりこの共同運用に向かっていくのに当たりまして、まず初めに方式等を協議しました。確かにこの方式のほうに当たりまして、国に定めている内容等を考慮し、または愛知県のほうにもアドバイス等をいただいて、落ちつくところ今回の内部組織の共同設置のほうやはり各団体の長の意見が通るのではないかという、こういう話し合いになりまして、やはり一時は協議会だとか事務方式等も考えましたけれども、やはりその長になった組織の頭の考えで何とでもなってしまうということを言われておりますので、やはりそれだと幸田町の住民の方に対して不利益になるのではないかということを考えまして、幸田町消防長の意見が通る、岡崎市消防長の意見も通る、双方の職員が運用するのに当たって、やはりいいところはよくうちのほうも吸収したいと思っております。また、向こうが押しつけようとするものにあっては、私どものほうも、いや、それは幸田町流とは違うということをちゃんと主張していきたいと思っております。よって、そういうような内容のことを今回もそうですが、この回数的にやっている会議で全て幸田のほうも職員のメリット、または金額のメリット等もあるかと思えます。しかし、私どものほうも町民または職員のこと考えながら、常に幸田の柱を持ちながら岡崎との折衝をしまいた所存でございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 金持ち幸田が岡崎にへりくだることはないというふうに私は思っておりますので、その辺のところを今言われたように、幸田は幸田という部分をきちんと主張していただかないと、この規約を読んでいくとちょっと情けないなど、私はそのように読めてしまったのでございますが。この消防の広域化に関する岡崎市の資料というのを読んでいきますと、広域の相手方である幸田町の消防力が不足し、平成20年の段階では幸田町への応援出動による岡崎市の負担がふえると。平成20年の段階では幸田は消防力が弱いから応援出動したら本当に岡崎の負担がふえると。通信機能を統合することによる岡崎市の消防職員の本部職員を削減して、現場活動要員の増員がメリットになる、これは先ほど言いましたね。要するに、一緒にやればその分職員が幸田の人が肩がわりしてくれるわけだから、それはメリットになる。そこで、幸田町に岡崎市

レベルの消防職員の増員を促していくというふうに報告をしております。要するに、だから平成20年の段階で、幸田町さんはもっと消防力を上げてくれよと促してきたと、こういうことです。確かにそのとおり、幸田町は消防職員を初めとする消防能力の向上を進めてきた。そうですよね、確かにそうだな、よく進んでいますよ。この内容を読むと、幸田町の消防力の向上は、岡崎市の広域化によるデメリットをなくしてメリットである行政財政改革を支援するというものになっているんですよね。そこの部分なんです。そこがちょっと情けないんですね。そういうふうには私は思っております。確かに岡崎市との広域化が進む中で、幸田町は岡崎市の一部に組み込まれそうな感じもするのですが、やはり幸田は幸田ですから、この共同通信課の運営に当たってはぜひ幸田町の主体性、アイデンティティを持ってもらいたい、そういうふうには私は思います。これを幸田町がうまく活用すれば物すごくいいものになると思うのですが、ただ岡崎市の狙っている自分のところの予算を減らして幸田に肩がわりというような、何かずるいような僕に言わせればそういう格好になりますが、そういうのは見えたことですので、幸田町としてはきっぱり言うことは言っていたきたいと思いますと思いますが、それについてのコメントをお願いします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今、議員の言われた、やはり平成17年に国のほうから広域・共同の話が出ました。この後、平成20年で愛知県の消防の無線の広域化、共同化、または今の消防本部等の広域化等が出ております。しかし、この当時においては、やはり今議員の言われるように、人員面とまたは水利面等の充足率が確かに低いと言われて、またはこの無線にあっても、この当時は中間的に中継局を建てなさいとかいろいろなことを言われて、財産的にもかなりオーバーするのではないかということで、この当時に広域の話もなくして、通信のほうも一時やはり財政面ができないということで、この当時に岡崎市、幸田町各市町で消防救急無線のデジタル化だけでもやろうという話し合いになって、ちょっと話は違うかもしれませんが、今年度の消防救急デジタルのほうの整備をします。それに伴って、やはりこの24年に国のほうから共同化に向けては平成30年まで延期しますよというこういう通知も出まして、出たときに考えて岡崎のほうは平成19年に指令台を整備して、私ども幸田は平成17年に整備をしたという経緯もあります。それらを踏まえながら、このセンター自体を整備するのにおおむね10年という目標を持っております。双方とも30年の広域ということは、無線の広域にあっては平成30年4月1日というのに当てはまるので、こちらのほうで今回センターのほうも考えようということで、先ほど申しました協議等もやって、その中ではやはりメリットとしては先ほど言われた人員が双方とも浮きます。この浮いた人員を現場のほうに当てがえば、やはりそれだけ消防力が強化されるということを思っております。また、通信のほうのこの同等になるというところにおいては、または教育というのにおいては、やはり私どものほうは、今岡崎市のほうはⅡ型というセンターの無線を使っております。やはり、この使い方または機械の規模等もかなり幸田に今ある現状とは違います。こちらのほうを早く取り扱い、またはスムーズにいくようにということも同等に勉強しろよということも多分言っているのかと思いますけれども、この辺にあってもやはり計画で

は29年の後半には、やはりこの取り扱いができるように勉強するやうにというふうに、職員も向こうへ、勉強会へ向けようと思っております。しかし、私どものほうにあっては共同設置、共同運用に向けてはやはり先ほども言っております幸田町の考え、幸田町の必要なもの等をしっかりと行っていきたくと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） まさにそういった形で主張していただきたいので、この規約を実行するに当たってこの中を読んでいたときに、最初に言いましたように4つのMの考え方でいえば、これは全部決定権が岡崎市長なんですよね。それを半分とは言わないですが、少なくとも幸田町長という名前をこの中に出すように、そういう協議をしていただきたい。そういう形で規約をまとめていただきたい。例えば監査権とか、これは幸田町のものだよと、そういうふうな形で何か幸田町長が岡崎市長と対等の立場で命を守っていくんだというふうな形であってほしいと私は思っておりますので、そういった協議というのは今後進めることができるかどうかについてお伺ひします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 確かにこの規約にあっては岡崎市の名前が数うたってあります。しかし、例えばこの第4条にあっては利用市町の長の協議、また5条にあってはこの負担金、清算の時期及び方法にあっては両市町の長の協議、また10条のほうの職員の処分等にあってはやはり幸田町長と協議しなければならない、また12条のほうにあっては市町の長が協議して別に定めるところでもありますので、この辺のところでは協議をして、やはり幸田町も意見が言えるというふうな内容をこの中にも盛り込んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 余りくどく言いたくありませんが、協議は当然ですよね。それは当然の話でございまして、幸田町を無視したらいかん。だから、その中の責任の一つは幸田町だと、最終的には幸田町だと、そういう部分を出してもらいたい。そうしないと、いかにも従属的などという雰囲気を読んでいくとにおいがしますので、それに努力をしていただきたいと私は思っておりますので、よろしくお願ひをします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） この規約をつくって、このあとにもやはり協議等もやっていきますので、幸田町のポリシーといひましようか考えをしっかりと持って、岡崎のほうにも行っていきたくと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今のやりとりを聞いておひまして、幸田町の命も風前のともしびだなど、そういう思ひを非常に強くした。そういう中で、今は余りわあわあわあ言われなくても、消防の広域化というのを総務省は中心になって進め、愛知県もわあつとやっていったけれども、そこらじゅうの市町でとんでもない、くそくらえだ。特に

豊橋の消防長は本会議の答弁で、こんな広域化なんかそくえだと、公然と発言をされる、答弁をされるそういう中で、消防の広域化は一頓挫したんやんな。幸田町も岡崎との協議も、そんなものは岡崎の軍門に下ってなるものかと。ただ、それだけのプライドを持っていたんですよ。そういう形の中で消防の広域化が一頓挫したときに、何が何でも消防の広域化というのはまだ下げていないんですよ。じゃあ、どういう形で絡めてやっていくかといったときに、今度は共同指令だと。共同指令のときに、これは県下のどれだけのブロックでこういう形をつくられますか。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 県下の消防指令業務に当たりましては、11ブロックというふう当初決められました。この中で11ブロックであります、春日井市が単独でやっている、尾張中・北ブロックから春日井がはずれたので12のブロックというふうに思っております。この中で幸田にあっては岡崎・額田のブロックということで、これで1つのブロックというふうになっております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 12だ11だという、私は11だというふうにお伺いしているが、まあそれはいいわ、11でも12でもね。要は、そのブロック分けは消防広域のブロックをそのままスライドしたものでしょ。基本的にはそうなんです。消防広域が一頓挫しちゃったと。だが、しかし、広域化は絶対握って離さずと。じゃあ、絡めてでどうやって落とし込むかという悪知恵を働かせたときには共同指令と、指令の共同化だと。しかも、その土俵は11ブロックあるいは12ブロックだよと、こういうことではないですか。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今、言われた消防の広域化のブロックではないかということですが、愛知県下は37消防本部があるかと思えます。こちらのほうでブロックでやっているというところにあっては、確かにそのブロック同士はつい最近はよく合併というんですか、そういうふうで組合等でやっているかと思えます。ただ、この11ブロックというのは消防指令センターを共同でやりなさいという、愛知県のほうから出ているブロックでありますので、消防の広域とはやはり違うと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私が申し上げたのは、今回あなたも今言われたように消防指令11だ12だと、それは苦肉の策として打ち出されたもので、本質的には消防の広域化は先ほども申し上げたとおり、県は握って離さずだと。この方針を貫くために当面広域化はちょっと風当たりが強くて火傷しちゃったから、今度は共同指令という形で一つ風穴をあけて、ちょうど幸田町の公共施設全面禁煙に風穴開けたのと一緒ですよ。1つの問題をクリアするとき、どうやって風穴をあけて、アリの一穴が堤防を崩すということが言われるように、消防の広域化というのはこういう形の中で共同の通信指令で風穴をあけていこうではないかと。こういう問題についてあなた自身が、議会の中であなたがそうだとはいわないにしても、どういう狙いがあるのか、どういう目的があるのかぐらい

のことはちゃんと押さえていかなかったら、先ほどの中根議員の質問に対する答弁でいくと、ああ、幸田町は大丈夫かと、そういう不安が先に立つような受けとめ方しかできないわけだ。ちゃんと信念を持ってやってくれ。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今、伊藤議員が言われた、広域の中の一部分から入っているのではないかというふうに私はとれたんですけども、はっきり今回のこの規約にあって共同運用、これは通信をやっていくということで今のところはまだ消防広域というところを見据えての内容ではございません。確かにここの中にも今後細かい協定書もつくりながらいきますが、幾ら受信をしたからといって市町を通り越えて管轄の車両が出ていくということはないということは双方でも言っております。また、応援協定があるので、そのときにあっては出ていくのはいいけれども、センターでの119番を拾ったときには自分たちのところは自分たちでやってくださいということは、双方で今のところ話し合いはしてあります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 答弁を聞く度に、あなた大丈夫かよと、そういう思いがするわけだ。率直に申し上げて、あなたも経験されていると思う、そういう若いときも含めてな。初めのときは手をつないで仲よく、その次は肩を抱くと、その次はとってどんどんどん進んでいくわけですよ。目的は広域化にあるよと、しかし、そんなことはおくびにも出さない。それもいいことに、いや、広域化は考えにはございません、通信の共同化だけですからといって。徳川家康が大阪城を落城させるときには、外堀を埋めて、次は内堀を埋めて、本丸をとっちゃったじゃない。そういう徳川家康が生まれたところで、ここでやってるわけだ。ですから、基本的な考え方では、市町の関係は力関係がどうであろうとこうであろうと、対等・平等でなくてはならないのだ。それは、あなたの先代の先代の先代ぐらいの前の消防長が、それは岡崎としょっちゅうけんかをやりながら二言目には岡崎がこぼしたと。幸田は対等・平等だってうるさくてしょうがないといって、そのぐらいの信念を持って対自治体との関係は力の差はあろうとなかろうと、もっと言えば、岡崎市は、ちびの幸田がちょっと小遣いをたくさん持つてるぐらいで大きな顔をするなど、こう言われて町長はしゅんとしやがって。その後をついていってどうするんだ。あくまでも対等・平等、これが原則だ。どうなんだ、それを貫いていくかどうか。先ほどちょっと聞いたら、基本はそうだけれどもお願いをしていきたいと。岡崎市にお願いをしていきたいと。中根議員から言われたことに対して、いや、へりくだって頼むわなといってお願いをすると、そういうへっぴり腰だから、全く先が見えてこない。今ここで、あなた、どうするんだといったって何ともならんわ、その性格の問題も含めてな。という点からいくのは、1点だけ申し上げておく。市町が違えども、市町は確固たる法人格を持った自治体。自治体と自治体の関係は対等・平等だという点からいけば、去年、おととしの町長が1月4日に仕事始めのときに言った、西三河で幸田町だけが1つの町になっちゃったと。9市1町だけれども、1町たりとも誇りを持って仕事をしろといって、仕事始めに言葉を出したわけだ。そんなのは思いつきの言葉なものだから何とも私は受け取らないけれども、そのぐらいの気合いがなかったらこんなのできるわけ

ないじゃないか。全部岡崎のいいようにやられてる。ですから、何遍も言うけれども、自治体間の力関係は、人口だとか財政力だとかいろいろあっても対等・平等が原則だ。そこでどれだけ貫くかどうかだ。前前前任者はそういうことをやってきたわけです。だから幸田町は、うるさくてしょうがないなと言いながら、相手も気をつかいながら幸田町と話をしてきたけど、今は何だと。お願いにしてくるなら、もうちょっと腰をかがめてへっぴり腰で来いと言われていても済みませんといっていくような、そういう印象しか受け取れないです。どうなんですか。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今、議員が言われる、確かに私も過去のことは聞いております。岡崎市と同じ立場または対等、同じ土俵に乗るということは私も考えております。向こうの消防長が言ったこと、私が言ったこと、これは同じレベルのものだということも自覚はしております。先ほどから中根議員のほうにお願いしていくというのにはあつては、やはり今から協議をしていく場面も出てきます。こちらのほうに自分の中では今この場ですのでやさしく言っておりますけれども、しっかりとした口調でできるものはできる、できないものはできないというふうに強く言っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これ以上追求してもしょうがない。だから、基本だけはきちんと押さえておいてくれ、対等・平等だということだけ申し上げて、次に第5条の負担金の関係でこれでいきますと、積算の時期及び方法は両市町の協議による。両市町の協議をやるからといって、もうテーブルはできているだろう。事務局がちゃんとやってる。ただ、こんなものは、こんなものと言ったら御無礼に当たりますけれども、両市町が協議をしなければ金の出どころが正当化されないからそういう記述をただけの話で、事務レベルでは何をもとにしてどういう方法で負担金を積算するのかというのは、基本的には人口と財政力でしょ。それ以外に何かあったら教えてください。ですから、人口の比率はどれだけかと、10対1なのか。財政力でいけば、我が町のほうが財政力資産が多いわけだ。それを含めていくと、岡崎のほうはくそつたれと、ちびの幸田町がと。ちょっと小遣いをたくさん持ってるからといって、だけど俺のところはウドの大木だよとは言いませんけれども、人口でいけば10分の1以下ではないか幸田町と、こういうことになるわけなんだ。だから、そうした点で、この負担の割合も両市町で首長が協議だよではなくて、事務レベルではどういうふうになっておりますか。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 整備の負担割合といたしましては、幸田町の整備する面、岡崎市の整備する面、これを分けたところ63対36、端数は切っておりますけれども、この状況になっております。また、共同でやる部分、この辺は指令台のほうであります、こちらのほうは9対1、全体的にはそれらを足して割ると75対24ぐらいになるのではないかとということで、今の割合で進めていきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 余り親切にわっと言うとろくなことはないなというのが今の答弁。

だから、積算をする根拠、今は積算で出てきた答えだけを言ってるわけじゃないか。人口規模の比率は何だ。財政力の数値はどういう形ではじき出してきたのか。共同運用をするものの負担と共同運用をしない部分、単独で運用する部分は何なのかと。このぐらゐのことは、質問したら整理してやってくれよ。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 失礼いたしました。割合にあつては基準財政額ですが、これにあつては岡崎市の平成25年の財政需要額であります。岡崎市88.63、幸田町にあつては11.37、人口にありましては平成22年の国勢調査をもとに、岡崎市90.76、幸田町にあつては9.24、この基準財政需要額足す人口比率で約50、50でやっていくと、岡崎市89.69、幸田町にあつては10.31の割合になります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、言ってみれば人口の関係、財政の関係、そして共同化の問題トータルでいけば、幸田町が10.31で岡崎が89.69だと。負担割合はそれなりの根拠があつて、おまえのところは体が大きいものだから負担しろよというだけではなくて力関係の問題ではないんです。負担割合はこういうふうに決めたいけれども、対等・平等の関係で決めてきたんです。ここで一方がへりくだって、岡崎さん、じゃあ十分負担していただいておりますので、幸田町は小さくなって言うことも言えないけれども、そんな感覚が絶対あるんだわ、あなたの答弁をずっと聞いていると。だから、私は先ほども申し上げたように、対等・平等の関係をきちんと腹におさめていけよということになりますと、この第7条は全然気に入らないな。これは決算で、決算は岡崎の市議会の認定に付すときはだ、当該決算を幸田町長に報告しなければならない。一般的に報告というのは、もうつくられたものを事後に話をする事後報告なんだ。決算とはもともとそうだ。だから、この規定からいけば、市議会が何だと、幸田町に対して。こういうことになるんですよね。完全に主導権が岡崎に握られながら、幸田町も一定金を出しているから少し話はしとくわと。事後報告で報告だけしとくわと、こういう規程ですよ。そうじゃないですか。その次の第8条、両市町の諸規程、こういう中で条例、規則、そのほか規程についてはこれを相互に調整するように努めなければならない、これは努力義務だと。努力義務だけれども、基本的にあなたの感覚や岡崎市の幸田に対する対応姿勢とはついて回りだ。岡崎について来いと。調整なんていう言葉は使っているけれども、結局追認せよと。形だけこういう規程は設けたけれどもということになりませんか。こういう受けとめ方ができるのではないかということですよね。そうした点でいくなれば、この共同運用という点でいけば、これが30年4月1日施行するよと。そうすると次の段階にいったときに、30年か35年ぐらいに、ああ、昔幸田町があったな、幸田町というのがということになりかねない。落とし穴だ、仕掛けなんだ。そういうのを十分熟知しながら、承知をしながら対応していかないと岡崎にはめられちゃったと。幸田町はだからど田舎だと、こんなふうに言われて、あなたたちはどう思うかと。1丁足りとも誇りを持ってやれという町長のもとで岡崎に落とし込められるような規程をつくって、それでやっていくのかと。そうしたときには、やはり基本的にはこういう中でどういうふうに進んでいくかは知りません。しかし、今の今日の議会の状況からいけば、議会で

承認可決をされるであろう。そうしたときに、じゃあ、次の段階で出てくるのは先ほど申し上げた対等・平等のきちんとした信念を持て。それともう一つは、小なりといえども我が町はという誇りは持たないとあかん。幡豆3町が西尾市に吸収合併されて一番かりかりきたのが一色町ですよ。一色町の当時は大河内という町長が、時をおいてたまたまさるところで顔を合わせる機会があったときに、ばかなことはない。ただ、しかし国の県の圧力とは相当なものだぞと、こういうことが言われた。そういう中でこの関係もずっとこれから進んでいけば、ああ、昔額田郡という郡があって、そこに幸田町があったなという語り話になっていく一里塚をあなたがつくっていくということなんだ。あなたがつくっていくという言い方はいかん、御無礼だな。たまたまそういう部署にいたと、人事の異動の関係で。そういう関係にあるけれども、だからといってその境遇を嘆くな。対等・平等、1丁たりとも誇りを持てと、こういう形で今後臨んでいただかないことには何ともならない。どうですか。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 先ほどの規約の7条の岡崎市の議会の認定に付すときということであります。岡崎市の議会の上程前に幸田町長に報告することとなっております。幸田町の場合には、決算については議会の上程はありませんが、負担金としての共同運用後の決算を議会報告いたします。また、負担金の予算を計上するときに当たっても、当初予算のほうで議会の議決が必要になっております。また、岡崎市は幸田町に対して詳細な負担金算出の方法または経常等も協議をなさいたいというふうになっておりますので、こちらのほうも実施していきたいと思っております。あと、監査のほうにあっても、幸田町長に結果を提出なさいたいということも書いておりますので、内容にあつての確認のとれる体制となっております。また、これらのことに対しては、やはり幸田町としての意見等も言っていきたいと思っております。8条のほうにあつて調整というふうに書いてありますが、こちらのほうにあつても条例規則その他の規程等については、やはりそれぞれの市町のやり方等があるので、共同運用に支障がないように承知するという内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ここで10分間の休憩といたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時20分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほどの経過の中で、内部組織の体制と町職員の身分、またあるいは共同通信課の内容について説明がございました。そういう中で、この規約を読みまして非常に残念だなと思ひました。まさに先ほどから言われているように、岡崎市の体制にどっぷりと幸田町がつかつていくと、この内容そのものではないかなというふうにするわけでありまふ。そこでお聞きをするわけでありまふけれども、なぜ岡崎市の一般

会計に幸田町との共同通信をしていく内容を組み込まなければならないのか。この経緯についてお答えがいただきたいと思います。平成25年から26年にかけて研究会や作業部会等を開いてきたということでもありますけれども、私は、なぜ岡崎市的一般会計の中に組み入れなければならないのかと。これは非常に不可解であります。一部事務組合としてできなかったのかということでもありますけれども、この点について答弁を求めます。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 岡崎市の一般会計に計上するに至った経緯といたしましては、消防指令業務に関しては、整備・運用に必要な費用等がございます。岡崎・幸田町と協議をして考えられる可能な限りの項目、または設備等のものを定めております。収支に関しても整備した分、運用にかかる費用とが明確であります。計画的に金額の変動も少なく、予算時に両市町で協議し、精査し、決定していき、決算時も同様に岡崎市の上程前に両市町で協議をいたします。また、先ほどの一部事務組合の件であります。一部事務組合になりますと、やはり指揮命令の統制が代表団体の長になってしまうという懸念もありますので、一部事務組合というのは考えておりませんでした。以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、この規約を読みますと、全て岡崎市の中に組み込まれる内容となっております。共同通信課というのは、これは単独のものとして運用開始をすれば何ら問題はないと思うわけでありまして、両市町で協議をしながら、そして負担割合に応じて負担をし、そしてお互い対等の状況の中で運用をしていく。これがまさしく共同運用ではなかろうかというふうに思うわけでありまして、ところが、これが岡崎市の一般会計の中に組み込まれ、そして共同通信課の職員は岡崎市の職員として身分を取り扱うということでもありますね。ですから、お聞きをしましたところ、岡崎市の職員と給料も同じという水準になるわけでありまして、そういうことからすれば、職員を差し出しながら岡崎市のいうことを聞いていかなければならないというように受けとめられるわけでありまして、しかも今度は決算についてはこれは岡崎市で決算があるということで、幸田町の議会としてはかかわれない、ただ報告を受けるだけ。そして一般会計では岡崎市に繰り出す、その内容でしかないわけでありまして、これが岡崎市の議会にかけられてしまえば幸田町では何らものが言えなくなってしまう状況にも陥りかねない状況であります。その辺がなぜ独立した形の中でやれなかったのかと。そうしますと、その代表団体ということで岡崎市長になってしまうということでもあります。しかしながら、一部事務組合方式でもっていけば、これは両市町の議会が対応していくわけでありまして、ここで対等の関係が生じてくるというふうに思うわけでありまして、なぜ一般会計に計上するに至ったのか、詳しく経過説明をいただきたいということでもあります。

次に、10月に岡崎市と協定書を結ぶ計画であるということが、一般会計の補正予算の中で示された債務負担行為の中で説明が行われました。岡崎市との協定書の内容というものを資料要求をしましたけれども、その点についてはいかがかということでもあります。最近岡崎市との協定書を交わしたのはこども発達センター、それから藤田学園に対する建設費負担の関係、この2つでありました。ですから、これはまだ協定書を結ぶ前

に案が示されたわけでありまして、もう間もなく10月になるわけでありまして、この協定書の内容について要求をいたしましたけれども出していただけるでしょうか。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 体制といたしましては、平成30年度までに岡崎市の通信指令室を共同通信課、また幸田町の通信担当を共同通信課というふうに愛知県のほうからも指導をいただいております。これは、つくるつからないというのは企画部のほうに今後お願いしていくわけですが、両方市町にあって同じ課を設けて共同運用をやっていくというのが、この自治法のほうで書かれているというふうに言われておりますので、そちらのほうで今後対応をしていきたいと思っております。また、身分にありましては同じくやはり地方自治法の252条の9の第4項に両市町の長が定める職員の候補者のうちから、規約で定めた長が選任した場合に普通地方公共団体の職員とみなすというふうに書いてありますので、こちらのほうにも基づいて幸田町の職員を岡崎のほうに出向させるという考えであります。別に岡崎市の職員としての給料単価等は一緒になるわけですが、定数にあっては幸田町の定数と私は思っております。

また、協定書の案につきましては、今後10月に愛知県のほうに協議書等を届け出をいたします。また、これにあっても告示をいたしますが、整備に関する基本協定書または事務に関する協定書等は、議員が言われるように10月か11月ごろにつくり、また12月ごろにも2つ目の協定書もつくって随時愛知県のほうに提出していこうかと思っております。ただ、今の段階では、まだこの内容を岡崎市と協議をしながら作成しておりますので、すぐには案というものがそこまでできておりませんので、提出するというのはまだできないかと思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この共同運用をしていくという関係につきましては、これは以前の協議会の中にも説明がされてまいりました。この説明の中では共同運用に当たってどのようにやっていくかということは説明がされなくて、職員体制について、それと岡崎市の指令室を使うよという、そういうことがたしか協議会の中で報告されたかというふうに思いますが、しかしながら、岡崎市の一般会計に計上をする、こういうような取り扱いで12ブロックあるということでありまして、県下の中で、12ブロックある中で例えばこうした運用が共同運用がこのように代表団体のところで全て一般会計に計上され、そしてやっていく体制づくりなのか、その点についてどうなのか伺います。

それから、この共同運用に当たって愛知県のほうから指導があったということでありまして、これは愛知県の指導のもとに全てこのような形で運用していくという体制づくりだったのかどうか伺います。

また、協定書が2つ目の協定書ということでありまして、1つ目の協定書、2つ目の協定書、それぞれ違った内容のもので協定が結ばれるようになっているのか、その点についても伺いたいと思います。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 1点目のこの方式であります愛知県下の11ブロックにありましては全て協議会方式でございます。この協議会方式というものに当たっては、協議会自

体の管理執行にあつては、地方公共団体の機関が管理をし、執行したものとして効力を有するという内容で協議会というものをつくって、そちらのほうに職員を派遣をするという内容でございます。この辺にあつては今回の共同運用の内部組織になつては会自体を協議会というものをつくらずに、双方が持ち寄つてセンターをつくるという内容でございますので、若干この協議会とはやはり違うかと思つております。協議会自体が法人格を持たずに運用できるということではありますが、内部組織のほうにあつては法人格をもって運用できるということでございますので、協議会のほうといたしましては、この指令業務をやっているところに協議会という命名をいたしまして、こちらのほうに全ての市町の長から出向、派遣をするということになります。こちらのほうでは会長や委員等をつくらせて、こちらの単独で業務を進めていくということになりますので、この長になるもの、指揮命令にあつてはやはり岡崎市で協議会をつくられば、幸田町がそこに入って行くという形だけになるので、指揮命令は全て岡崎市の市長または岡崎市の消防長になるということになります。今回の内部組織のほうにあつては、幸田町の消防長と岡崎の消防長というのは双方に指揮権を持って、その上にいる町長たちにもやはり指揮権または命令権もあるという流れで、よその市町にあつてはこの協議会方式というのを運営して、自分たちで会をつくらせてやっているの、今回は内容が違っているの、どうだということを県のほうから言われて、こちらのほうを選んで規約等もつくらせて進めていくもの、でございます。

また、愛知県のほうの指導というところにあつては、先ほどから言っている自治法のほうに基づいては5項目ほどやはりうたつてありまして、各共同設置をする市町にあつては名称をつけなさい、執行場所を設けなさい、職員の選任方法を設けなさい、または身分取り扱いを設けなさい、または必要な事項もこの規約のほうに設けなさいという法的なもの等を聞いて、また愛知県のほうにはこの規約で内容的にいいかというの、やはり持つていって協議をしたところ、多少こういうところも直しなさいよとかいうアドバイスまたは指導もいただいて、今回のこの規約等をつくらせたもの、でございます。

それから、最後の協定書でございますが、設備に関する協定書、要は機械等でございますが、もう一つのほうは内部組織の事務に関する協定書、この2つの協定書をつくらせて細部に当たるものを今後取り決めていきたいと思つております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 12ブロックとお聞きをいたしました。単独のものが抜けたために共同で運用するのは11ブロック。その中の11ブロックの中の10ブロックは協議会方式で、岡崎・幸田におきましては内部組織の共同設置ということで、代表団体の岡崎市に全て組み込まれる方式で、県下の中で事例が違うよということで理解をされているのかということと、それから協議会方式にあつては、これは一部事務組合方式のような形の中で運用がされるのか。それとも、どのような運用になるのか、あわせてお聞きをしたいと思つております。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 申しわけございません。先ほどの協議会と共同設置ということですが、協議会のほうにあつては法人格を有さないということで、この内部組織の

共同設置では法人格を持つということで、財産の所得ができるということでもあります。よって、今回は岡崎・幸田ともに同じものを財産共有ができるというふうに解釈したいと思っております。

また、運用の面にありましては、やはりこの指揮権の関係で先ほどから言っている、向こうの岡崎市の職員とみなすものにあっても、幸田町の消防長が指揮権を発動して運用をやってもらうというふうになっております。また、岡崎市は岡崎市のほうでもやはり同じ事案が共同通信課のほうに入れば、そちらのほうの指揮命令で運用をしていくというふうになるかと思っております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 協議会方式ですと代表のところが指揮命令ができるわけですので、ほかのところはそれが及ばないよと。けれども、今回の岡崎・幸田の共同設置について言えば、同等の幸田消防も岡崎消防も消防長が両方に指揮権を持つということが言われました。そのことはどこに書いてあるのかということですよ。保障されるのかと。その指揮権や命令権、そういうのが岡崎市の一般会計の中に組み入れられて、全て岡崎市の中で処理をする中で指揮権だけが幸田消防長に与えられるのかと。この共同通信課は岡崎市がこの長になるというふうになっておりますよね、規約で。ですから、そういう指揮権ができるのかという、その内容というのはどこに盛り込まれるのでしょうか。やっぱり、それは保障するという点におきまして必要ではなかろうかというふうに思います。また、財産も両方の共有だというふうに言われましたけれども、どうやって共有できるのかということでもありますけれども、その点については、これは負担割合によって整備をしていくわけだから、岡崎市の財産が幸田町と共有できるというのはちょっと理解ができないわけでありまして、その点はどうなるのかということでもあります。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 先ほどの一般会計に入るものを幸田町のほうが指揮命令ができないのではないかと言われますが、その機械自体は今回岡崎市のほうが代表で購入してもらおうとあって、私どもの幸田町のほうからは負担金ということをやっていきます。ただ、運営に当たってはそこの方式でございますが、内部組織の共同設置という方式の中に双方の代表者が指揮権を持つというのがありますので、そちらのほうを引用して、確かにこの規約のほうには書いてありませんけれども、内部組織の共同設置という方式自体にあっては指揮権は双方の消防長が持つというふうになっておりますので、それを引用するというところでございます。また、先ほど説明がちょっと悪かったわけでございますが、財産のものにあっては確かに一括購入をする岡崎市のものになるかと思っております。こちらのほうには、やはり私どもは私どものほうの整備する車両等にも機器等が入ります。岡崎市にも入ります。この辺が町単独分の整備費になるかと思っておりますので、こちらのほうを今後財産として幸田町の財産になるのかというのは、やはり今後協定書等にもうたっていかなければならないのかなと思っております。しかし、このもの自体にあっては今の現状では負担金という名前になれば岡崎市に買ってもらう、そのものを私どものほうが使わせてもらうという形の負担金になるのかなとも思っておりますので、この辺

はしっかりと岡崎市と協議をしながら、財産のほうをどのように分けるかというのも協議していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 岡崎市と幸田町がくつつくわけですから、男女の関係でいえば要は結婚ですよ。離婚するときにやはり協議が必要です。これが財産が曖昧にされていると、非常に複雑になってくるわけです。ですから、やはり負担金として出しているから大丈夫だという問題ではないわけでありますので、やはりこれはきちんとした形の中で運営をしていかないと、本当に口も手も足も出せない状況でがんじがらめになってしまうのではなかろうかということが危惧されるわけであります。そうした点で、私は今回のこれは総務教育委員会のほうの協議に任せたいというふうに思うわけでありませうけれども、しかしながら、やはりこの規約は問題だと思います。やはり、幸田町の主張、幸田町の町としてのプライド、これもかけてやっていただきたいなと思います。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） この規約の中であって、機器等のことが書いてありません。こちらのほうは先ほど言った2つの規約のうちの1つの中の整備に関する基本協定書、こちらのほうに基づいてどのようにしていくか、またはもう一方のほうの事務に関する協定書の中にもやはり財産というものはどうするのかということも盛り込んでいきたいと思っております。今回のこの規約に当たっては、平成30年4月1日以降の業務内容が入っております。また、その前に事前に実施設計や整備等も知らなければならないということの協議等も今後もやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第59号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、お諮りをいたします。

本日の日程はこれまでとし、第60号議案以降の質疑は9月15日火曜日に繰り延べたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、第60号議案以降の質疑は9月15日火曜日に繰り延べさせていただきます。決定をいたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、あす、9月15日火曜日、午前9時から会議を開きますので、よろしく願いをいたします。

どうも大変御苦勞さまでした。

散会 午後 4時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年9月14日

議 長

議 員

議 員